

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和8年3月19日（木）
午前10時01分～午後2時41分
場 所： 第二委員会室

出席委員 （6人）	委 員 長 委 員 委 員	あらたに 隆見 しらた 満 三 階 道 雄	副委員長 委 員 委 員	岸 田 めぐみ 上 杉 ただし 石 山 ひろあき
--------------	---------------------	-----------------------------	--------------------	--------------------------------

出席説明員	健幸まちづくり担当部長 健幸まちづくり担当課長事務取扱 くらしと文化部長	林 亜衣子 古 谷 真 美	行政管理課長 大 島 亮 弥 平和・人権課長（兼） 西 村 理恵子 TAMA女性センター長
	都市整備部長 ニュータウン再生担当課長 交通対策担当課長	小 柳 一 成 内 田 直 人 田 中 宜 久	都市計画課長 松 本 一 宏 道路交通課長 宍 戸 俊 介 都市整備部副参事 佐 藤 稔 （兼）環境部副参事
	環 境 部 長 （兼）会計管理者 公園緑地課長 下水道部長 下水道課長事務取扱	横 堀 達 之 長谷川 哲 哉 檜 島 幹 夫	環境政策課長 佐 藤 彰 洋

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第 1 7 号議案 市道路線の廃止について	可決すべきもの
2	第 1 8 号議案 市道路線の認定について	可決すべきもの
3	第 3 7 号議案 多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第 3 4 号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	第 3 5 号議案 多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6	所管事務調査 緑の管理について	継続調査
7	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	第 4 次多摩市女と男がともに生きる行動計画（中間見直し版）の策定について	平和・人権課
2	公共施設使用料の見直しについて	行政管理課 平和・人権課 交通対策担当 公園緑地課 資源循環推進課
3	多摩市都市再生推進法人の指定等について	都市計画課 行政管理課
4	多摩市立地適正化計画の策定に係る進捗状況について	都市計画課
5	南多摩尾根幹線（西側区間）における事業施行期間の延伸について	都市計画課
6	多摩都市モノレール町田方面延伸に係る機運醸成のための横断幕の設置について	都市計画課
7	多摩ニュータウン再生 公園・遊歩道活用プロジェクト社会実験の実施結果について	都市計画課

8	内閣府 S I P の取組状況について	健幸まちづくり担当 高齢支援課 道路交通課
9	令和 8 年度主要実施事業について	道路交通課
10	関戸ヤード造成整備に関する工事について	道路交通課
11	道路及び公園緑地施設への包括的民間委託の導入について	道路交通課 公園緑地課
12	多摩市交通マスタープランについて	交通対策担当
13	自動運転バスの実証運行について	交通対策担当
14	TAMA サスティナブル・アワード 2025－2026 について	環境政策課
15	まち美化重点区域啓発用路面シートの貼付について	環境政策課
16	(仮称) 連光寺六丁目農業公園事業について	公園緑地課
17	大谷戸公園インクルーシブ広場整備工事の整備状況について	公園緑地課
18	「多摩市下水道事業経営戦略」の改定に向けた取組について	下水道課
19	多摩市雨水対策方針の策定について	下水道課
20	大規模下水道管路特別重点調査の進捗について	下水道課
21	令和 8 年度 多摩市下水道事業の取組について	下水道課

午前10時01分開会

○あらたに委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

○あらたに委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それでは、まず日程第1、第17号議案市道路線の廃止について及び日程第2、第18号議案市道路線の認定についてに関して現地視察をし、それから審査に入りたいと思うが、いかがか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前10時02分休憩

午前10時32分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

この際、日程第1、第17号議案市道路線の廃止について及び日程第2、第18号議案市道路線の認定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

○小柳都市整備部長 添付させていただいている資料の案件の2のファイルをお開きいただければと思う。その資料の最後のページ、5ページ目をお開きいただければと思うが、先ほどご覧いただいた和田地域の開発行為によって本市に帰属した道路が2つある。見ていただいているところの濃いピンク色の③と書いてある部分の一つと、薄いピンクのくの字型に曲がっているところ、市道2-252号線、この2つの道路が新たに帰属することによって今までの市道の延長及び終点が変更になるため、一旦廃止をさせていただくというのが第17号議案である。新しい道路を加えて再度認定をお願いするのが第18号議案。そのため、一括をお願いをしているところである。

道路整理番号とついているが、整理番号1が市道2-136号線になるが、幅員が0.9メートル～5.11メートル。一旦廃止によって短くなるが、再認定後、新たに認定していただいで合計で118.1メートルになる。整理番号2が幅員5メートル～5.03メートルであり、延長がこちらも一旦短くなるが、再度認定いただくことで99.39メートルとなっ

ている。これらの認定によって、第17号議案で一旦廃止することで2路線減るが、第18号議案で再度認定いただくことで1,668路線、総延長については302.6キロメートルとなる。よろしくご審査の上、ご承認を賜うようお願いする。

○あらたに委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 案件2の認定のところで質問したいと思う。ほかの自治体では市道路線に認定するに当たって幅員が一定程度ないと認定できないと定めている自治体もあるようであるが、多摩市では何メートル以上ないと認定できないといった規定はあるのか。

○穴戸道路交通課長 まず路線を認定するに当たって、多摩市道路線の認定等及び道路の区域変更等に関する取扱規程がある。その中では、基本的に道路の幅員4メートル以上を原則としている。一方で、今回のような4メートルに満たないようなところも正直あり、これはもともとこの規定ができる前からその細い道がもう既に認定されていたような背景がある。多摩市の道路に認定することによって市民の方もここは多摩市の道路であるときちんと認識していただければといった経過もあって当時は認定したと考えている。

今回の場所については、細いところは2メートルで基準に満たないところも正直あるが、多摩市にも実はいろいろメリットがあり、もともと90センチメートルであった幅員の道路が2メートルになることで人が擦れ違えるようになるので市民の利便性が向上するというメリットが考えられる。

もう一方で、道路の幅員だけではなく、老朽化しているような側溝が今回管路の形に構造が変わり表面が平たんになるので走行性ももちろんよくなるし、維持管理上のコスト縮減も見込まれる。総合的に公益性に十分資するというところから道路幅員を2メートルにするということで今回路線認定をお願いしたものである。したがって、必ず4メートル以上ということでもなく、公益上必要と認める道路に対しては4メートルなくても認定ができればと考えている。

○岸田委員 先ほどの上杉委員の質問で90センチメートルから2メートルになることで人が擦れ違えるようなメリットがあったという部分であるが、そもそもあそこの土地を交換しなければならない理由というのは何かあるのか。というのも、あそこは宅地と宅地の間にあり、たくさんの人が利用するような道路ではないと感じたが、その辺りの説明をお願いする。

○中央戸道路交通課長 今回の交換にメリットがあったのかというお話であるが、繰り返しのお話になってしまうかもしれないが、一部区間で90センチメートルが2メートルになり、雨の日に傘を差していると90センチメートルだと結構通るのが大変であるが、擦れ違いができるというメリット、あと先ほどの維持管理上、蓋がけの側溝はコンクリートの蓋がどんどん老朽化していくが、そういったものを交換しなければいけなくて今までもやってきたわけであるが、管路になることによってそういった維持管理のコストが減ってくる。その辺を踏まえて今回交換の話を事業者の方とさせていただいたところである。

○しらた委員 いろいろ大変だと思うが、90センチメートルのところで交換も何もしない場所があった。それを一度廃止してまた認定するということであるが、同じ場所を廃止してまた認定するということは、手続上1回そこを廃止しなくてはいけない理由が何かあるのか。

○中央戸道路交通課長 こちらは道路法の中にも規定があるが、起点と終点が変わる関係があるので一度廃止してから再度認定しなければいけないというような条文が書かれている。

○しらた委員 条文に書かれているから一度廃止して、そのときは90センチメートルであるが、今度新たに認定するときは同じ幅でも構わないという特例があるのか。

○中央戸道路交通課長 こちらは特例というか公益上我々としてメリットがあるかどうかという判断になると思うが、必ずしも4メートルでなければいけないというわけではないと思う。今までも細い道を市道に認定してきた経過があるものもあるし、そこがきちんと認定されることによって市民の方もきっちり市が管理している道路であることをわかっていただけということもあるので、そういった観点から、今までもそうであるが4メートルに満たなくても大丈夫かと考えている。実際は4メートルにして皆さんがきちんと通れるようにしたほうが本当はよいと思う。

ただ、今は既設の戸建て住宅がもう張りついているような状況であるので、実際にそこを用地買収して4メートルに広げられるかという、なかなかそれも難しいところが正直ある。

○しらた委員 いろいろと複雑な場所で難しいことがたくさんあると思うが、今後はなるべく通りやすい道に変えていかないと、市道路線認定するということは、皆が通りやすい、また建築基準法とは別に考えなくてはいけなかつと思うが、今回も開発行為の一部を付け替えてその延長線上に90センチメートルの道幅の道があるということ、継続

性というか両方に道が通らなくてはいけないということで、今回の認定には市の何メートルにしなくてはいけない、おおよそ4メートルという大体の基準はあるが、特別それに全部従わなくてもよいということでこのようなことができたという理解でよろしいか。

○中央戸道路交通課長 言われるとおりでと思う。今回は4メートルないが、ケース・バイ・ケースであると思う。今回は総合的に判断して、市としても市民にとってもメリットがあるということで判断させていただいたところである。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 これをもって質疑を終了する。

これより第17号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第17号議案市道路線の廃止についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手全員である。よつて、本案は可決すべきものと決した。

これより第18号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第18号議案市道路線の認定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手全員である。よつて、本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第37号議案多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○小柳都市整備部長 本案は、多摩市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正させていただくものであるが、主な内容として2つある。詳細については都市計画課長から説明をさせていただく。

○松本都市計画課長 それでは、案件3の資料をお開きい

ただきたいと思う。条例改正の概要は主に2点となる。

1つ目は、多摩都市計画地区計画南野二丁目地区地区計画の変更の反映となる。南野二丁目地区地区計画の変更については、令和7年第3回・第4回定例会生活環境常任委員会協議会において説明させていただいた以降、地区計画変更（案）についての縦覧、意見書の受け付け、説明会を実施した結果、提出された意見等については、いずれも地区計画の変更（案）に直接関わる内容でなかったので、参考とさせていただいたところである。

その後、令和8年2月18日に開催した令和7年度第4回多摩市都市計画審議会に、都市計画法第19条第1項及び多摩市街づくり条例第34条第4項の規定により諮問し答申をいただいたところである。それに基づいて令和8年2月25日に多摩都市計画地区計画の変更について告示を行った。

具体的な改正内容については、1の(2)①に示す赤字の部分となる。学園地区における建築物の用途の制限について学校用途の種類を追加し、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、各種学校その他これらに類するものを追加している。

2つ目の条例改正については、規定の整備に伴う修正についてである。2の(1)の概要を改正内容に記載しているが、各地区整備計画区域における建築物等に関する事項のうち、垣または柵の構造の制限や法令番号、表記揺れ等があったので、多摩都市計画地区計画で定める規定と合わせるため修正を行うものとなる。該当する地区整備計画区域は、資料に示す12地区となる。

条例改正の箇所としては、南野二丁目地区地区計画変更に伴う修正については別表の第1、第2条関係の番号25の令和8年2月25日多摩市告示第39号の修正と、別表第2の25、南野二丁目地区地区整備計画区域、イ、建築物の用途の制限の内容を修正。また、規定の整理に伴う修正については、別表第2の1、聖ヶ丘地区地区整備計画区域、2、唐木田地区地区整備計画区域、5、聖蹟桜ヶ丘駅南地区地区整備計画区域、7、和田久保下地区地区整備計画区域、16、関戸古茂川地区地区整備計画区域、17、南野三丁目地区地区整備計画区域、18、鶴牧五丁目南地区地区整備計画区域、20、多摩市特別産業地区地区整備計画区域、22、多摩ニュータウン特別業務地区地区整備計画区域、24、豊ヶ丘一丁目北地区地区整備計画区域、25、南野二丁目地区地区整備計画区域、29、鶴牧五丁目東地区地区整備計画区域の内容を修正する改正を行うものとなる。

以上で、多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正

内容のご説明を終わらせていただく。

○あらたに委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 垣または柵の構造の制限について詳しく説明していただけないか。

○松本都市計画課長 建築物を建てるときに、垣と柵の位置を建物からどのくらいまで下げなければいけないかという制限をかけているものである。

○しらた委員 数字的にもう少し詳しく、どうなるのかお願いします。

○松本都市計画課長 そうしたら本会議の令和8年第1回定例会の市長提出議案の一部改正条例新旧対照表をお開きいただきたいと思う。2月26日追加の改正条例の新旧対照表である。例えばであるが、7ページ目の右側のところにあるが、道路に面して土留め擁壁又は石垣等を設置する場合は、その高さは前面道路の縁石の上端から0.6メートル以下とし、2段目以上の擁壁等を設置する場合は植栽できる空地を確保して後退させるものとする。そのような記述を今回追記させていただいているところである。

○しらた委員 これが一例ということで、今回出てきた聖ヶ丘地区等の12地区全部をこのように変えるという理解でよろしいか。

○松本都市計画課長 今回の条例改正をするに当たり、地区計画を全て洗い直したところ、そういった記述の表記揺れが条例上あり、記述されていないものについて入れさせていただいたところである。

○しらた委員 わかりやすい資料をどこかでいただけたら助かるのでお願いします。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第37号議案多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

○あらたに委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

では、日程第4、第34号議案多摩市下水道条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、第34号議案多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてである。資料については、サイドブックの市長提出議案の一部改正条例新旧対照表の60ページのところと、もう一つが、生活環境常任委員会のフォルダの案件の4番になる。説明に当たっては、この案件の4番をご覧になっていただければと思う。

まず改正の概要のところである。公共下水道や流域下水道の設置、運用、維持管理に関する基本的な規定である標準下水道条例が令和6年2月と令和7年4月に改正をされたため、本件についてもそれに合わせた改正を行うものである。改正点は2点ある。

2番目の変更の経緯と内容のところであるが、まず1点目の白丸として、これまで宅内の下水道工事は多摩市下水道指定工事店でなければ施工できなかったが、能登半島地震では多くの家屋で排水設備等が破損したことで指定工事店が不足し復旧が遅れたことなどを踏まえ、災害時はほかの市の指定工事店でも工事ができる内容に改正するものである。

2点目の白丸として、責任技術者の選任というところである。デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランはデジタル臨時行政調査会で発せられたものであるが、こちらのアナログ規制の見直しというところで、多摩市下水道条例において排水設備工事責任技術者については営業所ごとに専任の配属を求めているものの、標準下水道条例の改正の内容に合わせて兼任を容認する内容に変更して改正することとする。この改正により現在指定を受けている多摩市指定下水道工事店について業務上の影響は特段ないものと考えている。以上説明したとおり、資料の新旧対照表のように改正を行う。

可決されたら、令和8年4月1日より条例施行を予定している。よろしくご審査の上、承認を賜うようお願いする。

○あらたに委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第34号議案多摩市下水道条例の一部を改正する

条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第35号議案多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、第35号議案多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。資料は、先ほどと同様に市長提出議案の一部改正条例新旧対照表の62ページのところと、生活環境常任委員会のフォルダの案件の5番のところにある。説明に当たっては、案件の5番をご覧になってほしい。

1番目と2番目のところであるが、改正の概要、変更の経緯と内容であるが、多摩市下水道事業の設置に関する条例では、経営の基本に関する事項として、予定処理区域面積と計画人口が定められている。これは多摩市公共下水道事業計画の数値と整合させているものであるが、この事業計画は令和8年3月に改定を予定しているため、今後は事業計画の改定ごとの条例改正が不要となるよう、事業計画で示されている予定処理区域面積と計画人口を引用する規定に改正するものである。以上説明のとおり、資料の新旧対照表のように改正を行う。

可決されたら、令和8年4月1日より条例施行を予定している。よろしくご審査の上承認を賜うようお願い申し上げる。

○あらたに委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第35号議案多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第6、所管事務調査 緑の管理についてを議題とする。

本件は継続案件である。

生活環境常任委員会では、今期の2年間のテーマを緑の管理についてとし、令和7年9月12日に本テーマを所管事務調査とし正式に位置づけた。所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、令和7年10月に日頃より市内緑化環境の向上にご尽力いただいている市内造園業者の皆様、一般社団法人多摩市緑進会との意見交換、緑地や街路樹等の維持管理について先進市である岩手県盛岡市と宮城県仙台市への行政視察を実施し、委員間での視察の成果について振り返りを行った。その上で、多摩市における緑の管理についての現状と課題を把握するために担当所管に協力をいただき令和8年2月12日に勉強会を開催し学びを深めた。

2月の勉強会では、10月の意見交換や行政視察を踏まえた上で、主に緑の維持管理について、包括的民間委託の導入について、委員会として確認したい点を市に伝え、所管課から説明をいただいた。緑の維持管理については、管理上の方針を仕様書に示すなど、市と市内造園業者（緑進会）とで考え方を共有し、緑進会自身のノウハウや技術なども生かしながら統一した内容で取り組んでいるとの説明があった。

良好な景観を維持していくためには定期的な剪定等が必要となるが、緑の割合が多い多摩市にとっては財政的負担が課題となっていること、また昨今は事業者においても人員不足や従業員の高齢化といった課題があり、将来を見据えた検討が必要であることがわかった。そのような中、市では民間事業者のノウハウを活用した効率的・効果的な維持管理手法や持続可能な維持管理体制の整備を検討しており、施設の老朽化や樹木の大径木化、人員の減少などの課題解決のため、道路と公園の分野をまたいだ包括的民間委託の導入を目指しているとの説明をいただいた。

以上の内容を踏まえた上で勉強会後委員間で振り返りを行った結果、課題を整理し、近隣の先進自治体への行政視察を検討することとした。

ここまでこのように進めてきたが、今後も先進市の視察を行うなど調査研究を進め、緑の管理について協議を行っていくことでご異議はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については定例会の進捗状況を報告することが議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に報告する。報告の内容については、委員

長に一任いただきたいと思うが、これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続審査を申し出ることとする。

日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前11時05分休憩

（協 議 会）

○あらたに委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会番号1番、第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（中間見直し版）の策定について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（中間見直し版）をこのたび策定をした。本日はそのご報告を申し上げるものである。説明は平和・人権課長から申し上げる。

○西村平和・人権課長 資料としては、協議会案件1番目の1枚のまとめの資料と、あとは資料1として中間見直しの本体、また資料2として概要版をご用意させていただいた。本日はまとめの資料と概要版で、こちらの計画の内容の説明をさせていただきたいと思う。

まずは資料1枚のほうをご覧願う。こちらの第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画については、多摩市女と男の平等参画を推進する条例第9条に基づいて、男女平等参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和3年度からの10年間を計画期間として策定したものである。今般計画策定から5年を迎え、社会情勢の変化や法改正、市民意識の変化等に対応するため所要の見直しを行い、今般中間見直し版の策定に至ったものである。

中間見直し版の策定までの経緯としては、市民に向け

て男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査、同様に職員に対する実態調査等を行い、また市民ワークショップ等を行った上で、学識経験者や公募市民で構成される多摩市男女平等参画推進審議会や庁内の推進会議において協議を行い、12月に素案をまとめたところである。そのうちパブリックコメントを行い、パブリックコメントにお寄せいただいた意見なども踏まえつつ、原案としてまとめたところである。

今回の中間見直しにおいては、第4次行動計画の本体のほうで、もともとの計画の基本理念や基本目標・課題等は、この10年間の計画期間を通じて一貫して取り組むべきものとして継承するとともに、施策や取り組み事業を中心に見直しを行ったものである。また、見直し後の5年間で特に注力すべき施策として、重点施策を4つ設定したところである。また、この中間見直し版の中には、多摩市女性活躍推進計画、多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画に加え、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村基本計画として多摩市困難女性支援基本計画を位置づけたところである。

内容について、資料2の概要版を使ってご説明させていただきたいと思うので、資料2の概要版をお開き願う。まず開いていただいて、2ページ目のところの中間見直しの趣旨については、先ほどご説明したとおりとなっている。また、この計画の基本理念である6つの基本理念、こちらは女と男の平等参画を推進する条例に規定しているものをそのまま継承しているものである。

次のページの計画の位置づけについては、中間見直しにおいて新たに法施行されたLGBT理解増進法、女性支援新法、第六次総合計画等での位置づけの中に変更修正をいたしたところである。また、計画期間については、来年度令和8年度からの5年間を中間見直し版の計画期間としている。

続いて、次のページの体系図を見開きでお開き願う。こちらの体系図の基本目標、課題については10年間の基本計画の中で達成することとして継承するとともに施策のところを一部再編等した上で、少し見にくくて恐縮であるが重点施策としている4点を新たに中間見直し後の重点施策として位置づけたところである。また、施策2のピンク色のところの(1)の四角で囲んでいるところが今回新たに設定した困難女性支援基本計画として位置づけている部分となっている。

続いて重点施策のところを、その次のページから概要

だけになるがご説明させていただく。続いて6ページを開いていただくと、基本目標1になるが、こちらの中に重点施策として男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供、こちらはアンコンシャスバイアスや固定的性別役割分担の解消に向けて様々な啓発活動と情報提供を行うことを重点施策としているところである。また、もう1点は、困難な問題を抱える女性への支援といったところで、女性支援新法に基づいて関係機関の連携強化や相談体制の充実等に取り組んでいくことをうたっているものである。

続いて、次の見開きのページにお進み願う。七、八ページになる。こちらは、基本目標2の中にまた重点施策として、男女共同参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進で、こちらは条例にも規定されている内容であるが、多様な立場の人が安全・安心を感じられる災害に強いまちづくりを女性の参画を促進するなどしながら進めていくことを重点施策として位置づけている。

続いて、その次のページの見開きになるが、こちらは10ページ、11ページになるが、基本目標3の人権尊重とあらゆる暴力の根絶の中に被害者の安全確保と自立支援という施策があるが、こちらを4点目の重点施策として、いわゆるDV被害者を中心とした被害者の安全確保と自立支援を図るために関係機関との連携強化による支援、市民への意識啓発に取り組むことを重点施策として設定した。

以上4点の重点施策を掲げながら、来年度以降引き続き男女平等参画の推進に向けた取り組みを進めていくことを考えている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 今回この見直しを行う際に、市民ワークショップのときも若年層の方も意識しながら声を聞いてきたと思うし、これまでも審議会から情報発信の面ではいろいろ指摘があったかと思う。どれがよいという方法は難しいが、今回計画を見直したということで、改めて若年層への情報発信について伺いたいと思う。

○西村平和・人権課長 若年層に限らず情報発信というのは非常に試行錯誤しているところがあって、平和・人権課はほかに啓発を担当している部署であるので、それぞれどうやったら対象の方に届くのか、本当に日々試行錯誤しながら行っているところである。既存のたま広報や市公式ホームページ、またSNSなどをうまく活用しつつ、さらに現場というか例えば地域の会議の場に向向

いていくなどしながら、なるべく多くの人の目に触れるような形の情報発信に引き続き努めていきたいと考えている。

○岸田委員 概要版についても、もちろん計画としてはたくさんのボリュームがあるので、まとめるのはなかなか難しい中で、これだけコンパクトにまとめていただいたと思う一方で、文字だけではなく絵等があったら見やすいかと思ったので、もちろんデザインはすてきにできていると思うが、その点についても留意しながら情報発信をしていただけたらと思う。

○三階委員 今、岸田委員から若年層というお話がいろいろあったが、実際女性の問題や男女のトラブルは大体どのくらいの年齢が平均的に多いのか。

○西村平和・人権課長 年代に応じて様々な困難やご相談事が寄せられているが、女性センターに相談に来られる方は40代・50代・60代という年代の方が多い。ただ、10代～20代の方でも件数が多いわけではないが相談に来られる方があるので、潜在的には年代を問わず一定程度のいろいろな事情を抱えている方がおられるのだらうと推察しているところである。

○三階委員 いろいろあり、特に若い女性ということがあったが、逆に私のいるニュータウン地域だと、高齢者の方が非常に多い。そういう方たちといろいろお話しすると、ご主人とのトラブルでも、70歳を超えた年代の方たちには結構女はこうあるべきだというようなことがあり、耐えるのが当たり前だというような感覚の方が非常に多い。相談に乗っているのは暴力を受けているとかそういう方たちである。そのような人たちがかなりいるのではないかと思うが、そこら辺はどういう認識を持っているのか。

○西村平和・人権課長 相談の層としては、確かに言われるとおり60代・70代の方もおられるし、例えば法律相談でも、離婚を考えているというようなご相談がそういったご高齢の年代の方から寄せられることもある。そのような形でTAMA女性センターにご相談に来られるというのは、ご自分の中で長年ややもやしていたものの中から、これはもしかしてというような気づきを得られた方であると思っている。したがって、女性センターとしては、自分が今まで受けていた暴力や暴言、モラルハラスメントのようなことも、実はそれはDVであるので我慢しないで相談してほしいと呼びかけていくというか、ご本人にも届くように、また周りの支援されている方やお友達にも届くように、啓発や発信の取り組みをしてい

かなければならないと考えているところである。

○三階委員 確かに最近になってから熟年離婚が結構話題になってきて意識がされてきたのかと思うが、まだまだこれが当たり前のだというご高齢者の方非常に多く、私なども相談に乗ることが多いが、そこら辺の方たちにもしっかり情報の発信をして、このようなことがあったらこういうところに来てほしいということをしかり発信していただければありがたいと思っている。

○しらた委員 防災のところでお聞きしたい。女性リーダーの育成を目指すということであるが、女性の方がリーダーになるのは、今子育てをしながら、また働かれたりしながら大変苦しいというか忙しい中でリーダーになることをどのように捉えて今後進めていくのかと思ったのでお聞きする。

○西村平和・人権課長 女性センターとしては、まずは様々な災害に対しての防災対策というところで、生活の中の知恵ではないが、そういった気づきを得ていただく中でご自身が何かできないかと行動に踏み出せるような講座や啓発事業をまずは進めていきたいと考えている。そういった中で、今後も防災安全課の取り組みと連携しながら、まだこれから試行錯誤もあるが、受講した講座などから第一歩を踏み出せるような形の取り組みを進めていきたいと考えている。

○しらた委員 最初の一步というところから始めていく感じでよろしいのか。

○西村平和・人権課長 そのような形で第一歩を踏み出せるような機会をつくっていききたいと考えている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、2番、公共施設使用料の見直しについて、市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 それでは、協議会の案件2、公共施設使用料の見直しについて、私からご説明をする。資料が2つあるが、縦と横のもののうち、縦判の資料をまずご覧いただければと思う。

本市の公共施設使用料については、公共施設使用料設定に当たっての基本方針を定め、これを定期的に改定しながら、この方針に基づいて各公共施設の使用料の算定を行っている。基本方針については、昨年9月の総務常任委員会協議会においてご報告をしたところであるが、令和7年8月に改定を行っており、この改定の内容を踏

まえて各公共施設の使用料の改定に向けた検討を現在進めているところである。本日は、その途中経過として、改定案の概要・方向性についてご説明をさせていただく。

1の公共施設使用料についての経緯である。基本方針では、各施設の料金については4年ごとに見直しをすることとしていたが、当初見直しの時期となっていた令和6年4月については、コロナ禍の影響から適切な金額の算定ができないため、料金を据え置くこととした。その際、基本方針の改定後に料金改定を行うこととしており、今般基本方針の改定を受けて料金の改定に向けた検討をしているところである。基本方針については、後ほどご覧いただければと思うが、サイドボックスの各課情報提供、計画等はこちら、企画政策部のフォルダ内にある。

ここでは、基本方針の大きな考え方を3点ほどご紹介させていただく。1点目は、利用者負担の原則である。施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性に配慮していくといったものである。2点目が、共通的な使用料算定ルール確立である。基本ルールを定めることで、施設間の取り扱いの均衡を保つとともに、市民にもわかりやすく説明していくこととしてある。基本ルールとしては、施設整備にかかった費用と維持管理運営にかかる費用等を原価として、その施設を利用する際の1平米1時間当たりの単価を算出し、施設面積、利用時間を掛けて算出することを基本とし、それに対して施設の性質別分類に応じた利用者の負担率を掛けて最終的な料金を算出しているところである。また、近隣自治体や市場価格との均衡に配慮すべき施設については基本ルールによらない算定ができることとしている。

3点目の大きな考え方として、柔軟な料金設定・利用方法としている。行政利用や配慮の必要な方への減免基準のほか、施設を有効活用するための市外の方への利用開放、営利等利用への開放といったことの考え方を示しているところである。

資料の下部へ行って、見直しの概要のところである。今回の料金改定の適用時期については、令和10年1月1日を予定している。これまで総務常任委員会等の中では令和9年10月1日の改定予定と説明をしてきたところであるが、市が導入している施設予約システムの更新時期と重なるため、事務の重複等を避けるために新施設予約システムの稼働時期に合わせたスケジュールへの見直しを行っているところである。

(2)の改定案の算定方法である。基本的には従来の考え方と同様で、従来基本ルールによらない算定を認めてい

た施設については、引き続き基本ルールによらない算定を行うこととしている。

2枚目、2ページ目に移って見直し対象施設である。個々の施設について、所管する常任委員会で条例改正についての審査をいただく予定としている。

下段の実実施スケジュールも併せてご覧いただければと思うが、今後附属機関等への説明、意見聴取をしながら、本年9月議会への条例改正案の提案を予定している。それに先立ち、6月の常任委員会協議会では、個々の施設の改正内容についてご説明をする予定にしている。条例改正についてお認めいただいた後に市民周知を図り、新施設予約システムを利用した予約開始は令和9年7月、その料金が適用されるのが、先ほどご説明した令和10年1月からの予定となっている。

次に、もう一つの資料をご覧いただければと思う。こちらは現在の検討状況として概要を取りまとめたものとなる。網かけをしているところがあるが、黄色の部分値下げとなる施設、緑色の部分が値上げとなる施設、こちらも見込みであるが、現在の状況である。それぞれの程度の料金になるのか、また各施設の平均的な改定率を示した上で、右側にその施設の中で最も改定幅が大きくなりそう区分をピックアップして掲載しているところである。今回算定した中で、値上げとなる理由としては、ご案内のとおり物価や人件費の高騰、施設の維持補修費が増加しているなど、4点ほどここに理由を挙げさせていただいている。また、値下げの理由としては、減価償却額の減少、前回値下げ幅を若干調整したことにより引き続き値下げとなっている施設があるところである。

2ページ目については、基本ルールによらない算定を認める施設となっており、他市の施設や民間施設との比較を行った上で、均衡を図った金額設定を行っているところである。今回見直しの対象となったところは582区分で、328の区分で値下げ、254の区分で値上げとなっている。また、今回改定しない施設もある。今回値下げ区分のほうが若干多くなっているが、コミュニティセンターの区分がかなり多く、その影響も大きくなっているところである。こちらの生活環境常任委員会においては、資源化センターが値下げ、みどりの家・農家風休憩施設、TAMA女性センターが値上げとなっている。また、駐輪場については、指定管理者の更新に合わせ令和8年4月1日からの改定で、既に条例をお認めいただいたところである。

今回まだ精査中の数字となっており、大まかな傾向を

つかむための資料として出させていただいているが、6月の常任委員会の際にはより詳細な料金をお示しする予定としている。本日は、現在の検討状況と方向性についてのご説明として全体的なところを行政管理課よりお話をさせていただいているところである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 改正の算定方法のところであるが、施設の性質別負担率というのはどのようにして出すのか。

○大島行政管理課長 基本方針の中で施設の種別というか類型のようなもので算定しており、例えば社会教育施設のようなものは基本的にざっくりと計算どおりに出すと1,000円だったが50%にしようよ、コミュニティ施設などについては、もっと市民の方に使っていただきたいので25%にしようということで基本方針の中で定めている。

○しらた委員 実際基本方針に定まっているということなのか。

○大島行政管理課長 基本方針の中で使用料等審議会などのご意見をいただきながら、こういう区分にしていこう、例えば民間に類似施設があるところなどについては、例えば駐車場などについては減免して利用者負担率を下げる理由もないだろう、民間との競合もあるので、100%いただくものはいただく、そういった形で100%にすべきもの、75%にすべきもの、50%にすべきもの、25%にすべきものというふうに定めている。

○上杉委員 去年の12月議会で日本共産党の小林議員が公共施設の値上げについて質問したところであるが、その中で市側の回答として、公共施設の値段については社会情勢や多摩市の財政状況を踏まえて総合的に判断をしていくというような回答があったが、今物価高騰や戦争の影響で値段も上がっているが、そういった状況も踏まえてこの金額は出されているということでよろしいか。

○大島行政管理課長 そういった状況を踏まえながらであるが、現時点では基本ルールどおりの算定をしているところである。

○上杉委員 小林議員は先ほどの答弁を受けて凍結することも選択肢としてあり得ると理解しているようであるが、そういう選択も今後あり得るということによろしいか。

○大島行政管理課長 選択肢としてあり得るのは否定するものではないが、適切な料金を設定するに当たっては、市民の負担を考えた上で、税での負担と利用される市民の方の負担の公平性を取るため、基本方針の中ではそう

いう考え方で利用者負担の原則ということで定めているので、利用者の方を減免するということは税での負担、利用していない人に負担していただくことになる。今回は算定した上で適切と考えられる料金を設定しているところで、値上げするものは値上げ、値下げするものは値下げしたいと考えている。

○しらた委員 値下げするということは、これだけ光熱費から何から上がっていて、減価償却終がわったということは今度維持管理、もう一回小規模か中規模で改修もしなくてはいけなくなってくる等いろいろな面があると思うが、それで値下げをして今後大丈夫なのか。

○大島行政管理課長 値下げとなった施設については、基本ルールどおりに算定してそうなっているところである。例えばであるが、公民館のホールなどは、公民館全体がそうであるが、保留床の買い取りが終了してその分減価償却が下がったが、ホールの面積が大きいのでその影響が大きくて値下げになっている。ただ、会議室は、物価高騰や人件費の高騰で値上げが起きている。そういったところで適切な算定をしている。また、体育館などについては、近隣の施設との比較においてこのぐらいが適切なのだろうということで算定している。一部会議室などは値下げになっている、ホールなどは少し値上げになっているようなところがある。そういったことで、適切な料金設定を今市としては考えているところである。

○しらた委員 その算定基準を考えたとき、今の状況と今後の状況では大分差が出てくるのではないか。今ガソリンも200円近くになってしまう状況である。これがずっと続くかどうかはわからないが、そういう中で今後ホールなどはエアコンの電気代が相当値上がりしたりすると、大丈夫かと思ってしまう。その辺の算定方法でまた今度値上げするなどと言うとまた大変かと思う。値下げではなく据置きというか現状維持のほうがよいのではなかったのかとお聞きしたが、いかがか。

○大島行政管理課長 基本ルールどおりの算定をしているというのは、値下げできるところは値下げした上でないと値上げにも賛同が得られないところもあるので、今言われたように現在ガソリン価格が高騰する、電気代が上がるのではないかとこのところがあるが、算定の方法としては、過去の施設にかかった費用をもとに算定しており、今後こうなるだろうという見込みではなかなか算定が難しいところがある。今の状況は今回の4年後の改定の際に反映されていく。ただ、そのときに今よりガソリン価格が下がっていれば、その分少し下げてもよい

のではないかというような議論があるかと思う。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて3番、多摩市都市再生推進法人の指定等について、市側の説明を求める。

○小柳都市整備部長 協議会案件3番から13番までが都市整備部の案件になる。説明についてはそれぞれ課長からさせていただくのでよろしく願います。

○松本都市計画課長 それでは、多摩市都市再生推進法人の指定等についてご説明させていただく。協議会3の資料をお開きいただきたいと思います。

まず都市再生推進法人の概要となる。都市再生推進法人は、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として市町村が指定するものである。都市再生推進法人には、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウをもとに、市や民間デベロッパー等では十分に果たすことができないまちづくり活動の推進主体としての役割を果たすこと、簡単に申し上げると行政と地元とのパイプ役となっただけでなくことが期待されるものである。都市再生推進法人に指定することによって、地域でまちづくり活動を行う法人に公的な位置づけを与えることができるほか、都市再生整備計画の作成等を市へ提案することが可能となる。

2、都市計画マスタープランとの関係性についてである。都市計画マスタープランで目指すまちづくりの実現に向けた手法の一つとして協働によるまちづくりがあり、都市再生推進法人によるまちづくりがこれに当たる。都市計画マスタープラン205ページに記載がある。

3、指定した都市再生推進法人についてである。法人の名称は一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメントとなる。指定日は令和8年1月16日となっている。都市再生推進法人として行っていくこととしては、聖蹟桜ヶ丘駅周辺を活動範囲として公共空間の運営・管理事業・ブランディング・情報発信事業、コミュニティ・デザイン事業、まちなかの回遊性向上に向けた公共空間活用事業、活動地域の魅力向上に必要な計画等の提案・作成、この4点を行っていくこととなっている。今後これらの活動が進められる中で、まちの使い手の視点から居心地のよい環境としてハード面でこのような整備がされていたらよいと、先ほど説明した都市再生整備計画の作成に係る提案を市側に出すことも想定される。今後の動向など、

報告すべき内容が出てきたらご報告させていただきたいと思う。

次のページをお開きいただきたいと思います。参考までに一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメントについて示しているのでご確認いただけたらと思う。

4、官民連携による取り組みの推進についてである。一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント（以下「エリマネ法人」）が都市再生推進法人の指定を受けたことにより、同法人が聖蹟桜ヶ丘エリアのまちづくりを担う公的な位置づけが明確となるので、今後はせいせきカワマチで河川空間のにぎわい創出に取り組んできた知見やノウハウを生かして、聖蹟桜ヶ丘のまち全体の活性化に取り組んでいくという状況である。今後の予定としては、令和8年度は地域の事業者、市民、団体、有識者、行政等が参加する官民連携の協議会として、エリマネ法人が中心となってエリアプラットフォーム準備会を立ち上げ、年度内には本格的なエリアプラットフォームへ発展させることを目指す予定となっている。本市も構成員として参画し、国の支援制度（官民連携まちなか再生推進事業）の活用支援や、運営・社会実験等に係る費用補助を行うことでこれらの取り組みを行うことで後押ししていく。また、令和9年度にはエリアとプラットフォームでの議論と社会実験の成果を踏まえて、行政計画にとどまらず官民が共有するまちの未来ビジョンを策定する予定となっている。将来的には、この未来ビジョンに基づいて公共空間の利活用や地域の価値向上に向けた取り組みについて、エリアプラットフォームから市に対し都市再生整備計画の提案を行うことも視野に入れている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しめた委員。

○しめた委員 この費用は国の補助や国の制度を使う予定のような感じがするが、多摩市として費用はどのくらいかかるか。

○大島行政管理課長 来年度当初予算の中で計上させていただいているのが官民連携まちなか再生推進事業を活用した事業である。これは国庫補助が10分の10であり、市を経由してエリアマネジメント法人に市から補助するといった制度である。

○しめた委員 今回は10分の10ということであるが、10分の10出ない場合の考え方はどのようになっているのか。

○大島行政管理課長 実際にそういったケースが想定されており、国土交通省にお伺いしているところでは、10分の10とはいいながらも、なかなかそこまで出せないよ

うなところもあると聞いている。そういった際にその活動に必要となる部分については、市としては都市再生推進法人を指定した中で国土交通省からの補助金だけでは足りない部分について補てんをしていきたいと今考えている。

○しらた委員 ということは、市の持ち出しは今後なしということなのか。

○大島行政管理課長 都市再生推進法人とともにまちづくりを進めていく中で、市側も一定の負担があり得るということである。

○しらた委員 一定というと、どのくらいまで見込んでいるか。

○大島行政管理課長 それは国土交通省からの内示があってからのことになるので、幾らぐらいと言うのは現在難しいところであるが、これまでの事例で言うと国土交通省から補助を受けているのが、1,000万円で申請したときに大体500万円～600万円ぐらいとなっている。一方で、エリアマネジメント法人とも日々調整している中では、エリアマネジメント法人としても1,000万円丸々つかなくても中の努力で削減できる分は削減して来年度申請金額を圧縮するようなことに努力していきたいと聞いているので、それがどのくらいになるのかはこれから調整をさせていただければと考えている。

○しらた委員 これに対して多摩市の職員は、仕事として、公務としていくわけである。その辺は何人くらいで、どのような期間というのは何かあるのか。

○大島行政管理課長 何人くらいで、どのくらいの期間というのは特に定めてはいない。このエリアプラットフォームの活動自体、どういうものをやっていくのがこれから議論になっていくので、それに必要な人員がエリアプラットフォームに参画するという形になる。市からの出向ということではなく、一メンバーとして参加していく、それに必要なメンバーが例えば道路の占用のことであれば道路交通課の方が行くかもしれないし、まちの商店街回遊であれば経済観光課の方が行くかもしれないし、公民連携ということで我々行政管理課もそこに参加していきながら、そこで話す議論の内容、取り組みの内容に応じて市の職員も参加していくことを考えている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて4番、多摩市立地適正化計画の策定に係る進捗

状況について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 それでは、協議会資料の4をお開きいただきたいと思います。前回の令和7年第4回多摩市議会定例会生活環境常任委員会協議会において検討状況や検討懇談会の開催概要についてご説明させていただいたので、本日はそれ以降の進捗状況についてご説明させていただきますと思う。

まず資料の見出し2の検討状況の1月20日以降のところを見ていただきたい。立地適正化計画の検討委員会で骨子案を検討し、1月23日に立地適正化計画検討懇談会でも同様に検討させていただいた後、オープンハウスを2月26日、3月1日にさせていただいたところである。

3、オープンハウス実施概要である。2月26日は39名、3月1日は43名の方にご参加いただいた。

2ページ目をご覧くださいと思う。オープンハウスの実施の狙いとしては、この立地適正化計画の骨子について市民周知を行うとともに、駅周辺のまちづくりに関する都市機能の内容を中心に市民ニーズを確認し、都市機能誘導区域等の検討に活用することとしたところである。また、実施した効果については、都市機能誘導区域を設定する4つの拠点に関して、市民にとってないと困る機能・施設、あるべき機能・施設、その他まちづくりに関する意見について幅広くご意見をいただいたところである。今後の誘導施設や誘導施策を検討する上で参考となる基礎資料を得ることができたと考えている。

各駅周辺のまちづくり地域拠点や広域型複合拠点に関する意見についての概要は記載のとおりとなる。なお、オープンハウスに来られなかった方からも意見をいただくために、インターネットによるアンケートも同内容で3月末まで実施しているところである。

4の今後のスケジュールであるが、今年度末の策定を目指して市民説明会やパブリックコメントを実施していく予定となっている。

続いて、こちらの資料を一回閉じていただいて、タブレット資料の骨子の資料を開いていただけたらと思う。こちらは、検討委員会、検討懇談会等での意見を踏まえて整理した骨子案となる。本日は前回の協議会以降から主に変更したポイントについてご説明させていただきたいと思う。2ページ目をお開きいただいて、下段をご覧くださいと思うが、計画の位置づけに関する修正をさせていただき、目標年次を2040年代としながら、当面10年間は都市計画マスタープランの拠点別・地域別まちづくり方針の実現優先課題として設定し、都市機能誘導

区域における拠点形成を重点に進めることを明記している。

続いて、3ページのところであるが、第2章の都市の現状と課題に関する修正というところでは、ここの3ページから6ページにかけて言葉の言い回しを少し修正させていただいており、駅周辺というところを鉄道駅徒歩圏、郊外部を外周部といった修正をかけさせていただいている。

続いて、7ページの下のところ、「7ページ」と書いてあるところをご覧いただきたいと思う。都市の骨格構造に関する修正である。下段の拠点の位置づけと役割の表において、広域型複合拠点の役割を修正させていただいている。南多摩尾根幹線的全線4車線化整備、多摩都市モノレール町田方面延伸やリニア中央新幹線神奈川県（仮称）の整備による交通アクセスの充実などを見据え、広域・複合的な土地利用を段階的に促進する本市の魅力を高める拠点として、広域型複合拠点における将来的なポテンシャル向上、広域的な役割を担うことを強調する記載とさせていただいている。

続いて、8ページをご覧願う。下段の都市の骨格構造の図に関する修正である。広域型複合拠点の表記を紫色の枠で囲んでいるが、実線と破線を用いて先に進むところと今後将来的に展開していくところを区分けさせていただいている。また、将来的にポテンシャルが向上すると推測されるエリアを明示するという観点から、モノレール延伸部門を鉄道とは異なる凡例で示す形とさせていただいている。

続いて9ページ目をご覧いただきたいと思う。誘導方針に関する修正であるが、都市機能の誘導方針の文面に7ページの修正内容を反映させていただき、見出しの右側のところに緑色の丸で重点方針と、こちらを重点とさせていただくことを明示させていただいた。

続いて10ページである。都市機能誘導区域の設定方針に関する修正である。8ページの都市の骨格構造の図の修正を反映し、広域型複合拠点については本市独自の誘導区域の名称等をつけ、「広域都市機能誘導促進区域」という名称に修正させていただいている。

11ページに参って、都市機能誘導区域の設定範囲に関する修正である。下段の図において、これまでの広域型複合拠点の修正内容を反映し、拠点の範囲については、諏訪・永山、サービスインダストリー地区、貝取・豊ヶ丘の3つのエリアをまたぐ形で紫色の丸にさせていただいているところである。

続いて13ページをご覧願う。居住誘導区域の設定方針に関する修正である。下段の表において、前回「公園・緑地の取り扱いを要検討」というような表記とさせていただいていたが、特別緑地保全地区及び東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく保全地域を居住誘導区域に含めないこととする方針に修正しているところである。

最後に、14ページである。こちらは設定方針の見直しに伴い、下段の該当地区を示す図面を更新したところである。

また、もう一つ資料をつけさせていただいているものは、オープンハウスで開催させていただいた時のパネルを作成したものとなるので、後ほどご確認いただけたらと思う。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、5番、南多摩尾根幹線（西側区間）における事業施行期間の延伸について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 それでは、協議会5の資料をお開きいただきたいと思う。現在南多摩尾根幹線については、東京都が4車線化に向けて事業を施行中である。西側区間については事業施行期間が延伸されたのでご報告させていただくものである。

西側区間については、下の図のとおり多摩東公園交差点の前から多摩市総合福祉センター前交差点の前までの区間となるが、令和8年2月17日に官報で告示され、同日で本市の都市計画課でも縦覧告示を行ったということである。

事業計画については、本資料にお示ししたとおり、事業施行期間が令和8年3月31日から令和14年3月31日までに変更になったという以外は当初から変更はないというものである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、多摩都市モノレール町田方面延伸に係る機運醸成のための横断幕の設置について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 それでは、多摩都市モノレール町

田方面延伸に係る機運醸成のための横断幕の設置についてのご報告である。

多摩都市モノレールの町田方面延伸については、東京都の多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会において選定された延伸ルートが令和4年1月に公表され、多摩市と町田市モノレール沿線まちづくり構想を令和6年3月に策定したところであるが、その後事業性の検証について等々を町田市と多摩市で行ってきているが、そのほかの取り組みとして、多摩市として機運醸成について何か行えるか検討してきているところがある。その取り組みとして令和8年3月末に市内の延伸予定ルートに横断幕を設置させていただきたいということで動いている。

どのような横断幕になるのかを(1)仕様に示させていたでいる。

設置場所は、その下の図にお示しさせていただいたとおり、多摩モノレール通り北側の多摩郵便局東道路橋と南側の風の橋になるが、それぞれ車で往来される方から、ここが延伸ルートになるのだなというのが運転していてイメージいただけるように、多摩郵便局の東道路橋の北側の高欄と風の橋の南側高欄に設置させていただこうと考えているところである。

今後また、機運醸成の取り組みについては引き続き検討していきたいところである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。三階委員。

○三階委員 機運醸成はよいと思うが、多分そうなると、一体いつ頃どうなるのだということを結構聞かれると思うが、現状どうなのか。

○松本都市計画課長 現在、先ほども少し触れさせていただいたように東京都・町田市・多摩市で事業性の検証について、令和6年3月に多摩市と町田市モノレール沿線まちづくり構想をつくってから議論を進めてきているところである。いろいろな資材の高騰などもあり、どのようにしたら収支採算が取れるのかを、東京都が中心になっているいろいろ検討していただいているところである。今年度中もまた意見交換する場などもあるので、今後引き続き整理していくところである。

○三階委員 多分具体的にいつ頃どうなるのかと聞かれると思う。そこら辺をどう答えたらよいのか。

○松本都市計画課長 なかなか申し上げづらいところであるが、今例えばであるが駅舎のつくり方によっても結構お金のかかり方が違ってくるところもあるし、駅の箇

所数も採算に影響してくところがあるので、そういったところも含めてどのような対応をしたら経費が抑えられるのか、また運賃改定なども含めて検討しなければならないということも併せて検討しているところであるので、具体的にいつというところまではお答えできないが、現在引き続き検討しているところである。

○三階委員 多摩市の場合はある程度道路の下ということで進めていけるが、現在町田市は実際どういう状況なのか。

○松本都市計画課長 延伸ルートについては、どこをどう通していくのかという方向性についてはほぼ整理ができていますので、そこを通していくに当たってどのくらい実現性があるのかも含めて整理しているところである。

○三階委員 今聞くとまだまだ先なのかとを感じるが、多摩地域5市の議長会で、今回私はほかの議長と一緒に多摩モノレールについてのいろいろな要望を提案しに行ったわけである。多摩市からは実際に尾根幹線道路の辺まで早めに開通できないかというような要望をしてきたが、そこら辺を実際もう少し具体的に、これはできそうかと思うが、例えばしっかり数字を取って、こういうものが通ると駅ができてこれだけまちが発展するのだと、お客さんはこれだけ乗るのではないかと、もう少し詰めて市も検討というか、そういう材料を集めて多摩都市モノレールに訴えかけるという方法もよいのではないかと思うが、市はどのように思っているのかお伺いしたいと思う。

○松本都市計画課長 その点については、モノレールに乗られる方がいないと延伸していかないということもあるし、そういったことも含めて今回この横断幕設置をさせていただく。実際に多摩中央公園などもリニューアルしたし、そこを例えば町田方面から利用していただく、アクセスが向上すれば町田市にとっても多摩市にとってもお互いメリットがあるから、実際にどのくらいの方が利用されるのかも併せて、東京都と一緒に検討していきたいと考えている。

○三階委員 せっかく横断幕を出すということなので、しっかり取り組んでいただいて、できたら南野地域ぐらいまでなるべく早くやっていただきたいという材料をつくりながら、しっかりと訴えかけていただきたいと思っている。

○岸田委員 1点だけ伺いたいですが、機運醸成は多摩市の役割ということで今回設置するのだと思うが、いつというのもそうであるし、横断幕は変更の可能性があるとい

うことも書かれている中で、横断幕の設置がよいのか、それとも横断幕ではなくホームページに掲載するなどお金をかけずに機運醸成する方法もあるかと思う。もう少し固まってからということも考えられると思うが、なぜ横断幕となったのか、なぜこのタイミングで行うのか、説明願いたいと思う。

○松本都市計画課長 本市などの多摩都市モノレールの延伸に係る機運醸成というところについては、町田市はモノレール延伸が悲願というか、市民団体がそういう延伸に係る取り組みを既にされているというところがあるが、多摩市内でのそういう盛り上がりはなかなかないところから、まずは多摩都市モノレール延伸に係る、ルートはここであるとか、そういう取り組みや検討が進んでいることを知っていただく、そのきっかけとなるようにこういうものの設置を考えているところである。また、今年度も図書館で多摩都市モノレールの延伸に係る企画展示などもやらせていただいて、多摩センターから町田方面にルートが延伸する方向で考えられていることも周知はしているが、多摩市内の盛り上がりがない。行政側がやらないとなかなか盛り上がっていかないという課題があり、市内の事業者さんとも、どのような取り組みができそうか、どういうタイミングでこういうことをやったら皆さんがここをモノレールが通るのだったら私たちも使っていこうという思いを持っていただけるかということで、今意見交換などもしている。まずはわかりやすい取り組みとして横断幕を考えさせていただいたところである。

○岸田委員 わかりやすい取り組みが横断幕だったということで、町田市のほうではかなり機運が醸成していて市民の方が動いているということだったが、ルート予定のところは多摩市と町田市を連動して見るができるように向こうも設置していくような形なのか。それとも多摩市の機運醸成のために、多摩市のルートのところだけに今回設置予定なのか。

○松本都市計画課長 町田市では既にそういう横断幕が結構張られていたりする。多摩市は全然何もないというので、ここがルートであるということを知っていただくために、このルートをこう行くとなつがるのだなということを知っていただくために、今回設置に至ったところである。

○しらた委員 この横断幕は、令和8年3月下旬から大体どのくらい設置しておくのか。

○松本都市計画課長 いつまでということは特に決めて

いないが、当面の間は設置させていただきたいと考えている。

○しらた委員 この横断幕は2枚でお幾らなのか。

○松本都市計画課長 2枚で8万円弱である。

○しらた委員 ボロボロになっても色あせたままでずっとつけているよりは、見栄えがよいときに交換できるのであればしてもらったほうが、色あせたようになると寂しいと思うので、その辺を何となく上手にやってもらいたいと思ってお聞きした。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

7番、多摩ニュータウン再生 公園・遊歩道活用プロジェクト社会実験の実施結果について、市側の説明を求める。

○内田ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会7の資料をお開きいただければと思う。ページをお開きいただいて、2ページ目をご覧ください。

今回初めての試みとなったが、(1)社会実験実施の経緯にあるとおり、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画のリーディングプロジェクトの一つで、公園・遊歩道活用プロジェクトの取り組みとして、屋外の公共空間の利活用に向けて社会実験を実施している。昨年9月の当委員会で実施内容をご説明させていただいたものになる。ランタンフェスティバル2025に合わせて、平日と土曜のメインイベント時、10月6日～12日の7日間、再整備を検討している豊ヶ丘複合施設の北側の歩行者空間で実施した。屋外の公共空間の再整備につながる良好な空間イメージや豊ヶ丘複合施設と屋外空間の一体活用イメージといったものを示すことを目指して、休憩できる滞留空間やマルシェ、子どものお絵かき・遊びコーナー、ワークショップ等を配置して実施した。

次の3ページ目をご覧ください。真ん中左側の写真にキッチンカーがあるが、土日にはマルシェとして地域の2つの団体によりコーヒーや野菜などの販売を行っている。屋外空間を利活用する多様な担い手の育成につながることや、滞留空間やマルシェ出店が多様な

世代から好評であった。座ってくつろげる空間やイベント等のにぎわいの空間としての活用ニーズがあることがわかった。今後こうした屋外空間を活用する取り組みの周知・定着によって地域の多様なニーズに応じた利活用が進むことが期待され、屋外空間でこうした新たなチャレンジが行われることで日常の暮らしにちょっとした非日常感を感じる空間や活動が生まれて、多摩ニュータウンでの暮らしの魅力アップにつながるものと考えている。マルシェを出展した方々からは、地域と緩やかにつながる機会を持ててよかった、こういった機会があればまた出店したいというお声をいただいている。

次のページをご覧ください。今回、協創推進室、豊ヶ丘児童館、図書館、発達支援室にも協力をいただいた。そこからの主な意見は資料にあるとおりであるが、地域とのつながり等で一定の成果を感じていただいたこと、次年度以降も継続参加して企画段階から関わりたいという意向をいただいている。

次のページをご覧ください。5ページ目である。以降の資料は現地でのパネルアンケートやランタンフェスティバルの出店者のアンケート結果になるが、少しかいつまんでご紹介をする。5ページからパネルアンケート結果になる。

6ページ目、次のページをご覧ください。Q1の問いでは、今回の社会実験の企画で特に良かったと思うコンテンツの問いでは、滞留空間、マルシェ、お絵かきコーナーが人気だったこと。

少しページをめくっていただいて、9ページ目をご覧ください。Q3では、今後豊ヶ丘周辺の歩道や公園などの屋外空間を利活用する上でやってみたいこと、整備してほしい空間の問いでは、様々ご提案をいただいたところである。これについては、今後の参考とさせていただきます。

次の10ページ目から、ランタンフェスティバルの出店者へのアンケート結果となる。

12ページ目をお開きいただいて、3-2のランタンフェス以外でもこの出店場所で出店したいかという問いでは、条件が合えば出店したい方が約7割で、主な意見として、近隣の皆様の認知度を上げたい、周りに集合住宅が多く人口が多いのでイベントで集客しやすい、出店時間やイベントの詳細を考慮した上で、当店とマッチングになるイベントなら出店したい、というようなご意見があった。3-3では公共の屋外空間の利活用アイデアをいただいている。

以上のような結果を踏まえて、令和7年度についても様々な課に協力していただいて、同様な社会実験を実施していきたいと考えている。遊歩道等の屋外公共空間の活用について今後も検討していきたいと思っている。来年度の実施時期や企画内容については、改めて当委員会にてご説明をさせていただきたいと思う。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 初歩的なことというか、これは最初愛宕・貝取・豊ヶ丘地区まちづくりの計画と書いてあるが、愛宕はどこにも出てこない。今後そういう予定があるのか。

○内田ニュータウン再生担当課長 今回初めての取り組みということで、まず近隣センターによる貝取・豊ヶ丘をチャレンジエリアに設定させていただいて、初めの取り組みとさせていただいた。まずニーズを捉えて、今後こういった展開ができるのかを考えていきたいと思っている。したがって、もともと愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画であるので、区域としては愛宕も入っている。今回は貝取・豊ヶ丘で実施したが、この結果を積み重ねることによってこういった展開ができるのかを今後考えていきたいと思っている。

○しらた委員 愛宕と入っているから、なければ別に取ってしまってもよいのではないか。何もしないとまずいのではないかと思うので、お願いします。

○内田ニュータウン再生担当課長 説明が悪くて申しわけない。今回、諏訪・永山に続いての入居地区ということで計画をつくり、ここにもニュータウン再生の芽を出していきたいというところで、今、愛宕は団地再生が進み出しているが、貝取・豊ヶ丘はこれからというところで、まずこの地区で芽出しをしたいということで実施させていただいたというのが1点ある。愛宕についても、今後どういうことができるかというのは、この経験を踏まえて少し検討させていただければと思っている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番、内閣府SIPの取組状況について、市側の説明を求める。

○林健幸まちづくり担当部長 協議会8の案件である。横置き資料をご覧ください。多摩市で昨年度より実証等への協力を行っている内閣府の戦略的イノベーション創造

プログラムS I Pの取り組み状況についてご説明するものとなる。昨年9月の協議会でご報告した後の取り組みとして、令和7年度後半に実施した2回のサービス実証を中心に説明をする。

2ページ目をご覧ください。昨年10月に貝取・豊ヶ丘地域で10日間の日程で1回目のサービス実証を実施した。5名の方にご協力をいただき、実際の生活の中で各サービスを利用いただき、サービスの効果などを確認した。

3ページ目をご覧ください。サービス実証のイメージを示しているものとなる。ご協力いただいた方のご自宅にそれぞれ声かけロボットを設置し、地域のお出かけ情報などを配信した。また、ご自宅から外出先の目的地までの移動について、小型自動走行モビリティを予約いただき、送迎を行った。なお、本実証では排尿支援サービスについて利用を希望する方はおられなかった。

次のページをご覧ください。貝取・豊ヶ丘地域でのサービス実証の結果をお示ししたものとなる。実証の日数が短かったこと、また、もともと外出頻度の高い体幹のしっかりした方が対象者に多かったということで、外出のしやすさや意欲の高まりについては、それほど高い数字は見られなかった。一方、声かけロボットについては、全員から満足したとの声があった。

次の5ページ目をご覧ください。全体の結果というところは前述のとおりであるが、個別の利用者の声を伺うと、一番上の方だと、安心、快適に移動できてとても助かる、福祉機器を使うのは恥ずかしいが、このモビリティならば格好いいデザインだから利用しやすい、また真ん中の男性だと、後半になるにつれて突発的な外出にも利用するなど、外出促進につながった面もあった。一番下のご夫婦であるが、もともと5名の対象の方とは別の方になるが、チラシを見てぜひ利用したいということでご利用をいただいた。男性が1年ぶりの外出となったということで、非常に喜ばれたと伺っており、今後の可能性に期待ができる事例となった。

6ページ目をご覧ください。貝取・豊ヶ丘地域でのサービス実証で見た課題として2点挙げている。1点目は、先ほど申し上げたようにもともと外出頻度が高い方が多いなど、体験者の外出意欲の変化が限定的であった。この点は、10月は初めての自動走行でのサービス実証で、地域団体から利用者の方をご紹介いただいた際に配慮いただいたところがあった。2点目であるが、路面に段差などある部分については、フロントタイヤの形状が特殊で硬いためダイレクトに路面の状況が伝わり、乗り心地

に改善要望を示す方が多かった点が挙げられる。こうした点を踏まえて、3月に永山地域周辺で実施した2回目のサービス実証においては、まず車両の改修を行い、大規模な改修は次年度と伺っているが、クッションの改善やフレームの見直しなどにより乗り心地の改善を行ったほか、中部地域包括支援センターなどから紹介いただく形で体幹に不安のある方にも参加をいただいた。

7ページ目をご覧ください。3月3日から10日間の日程で永山地域周辺でサービス実証を行った。資料上は6名となっているが、途中でキャンセルされた方がいたため、最終的に5名の方に協力いただいた形になった。実証内容としてはおおむね貝取・豊ヶ丘地域と同じであるが、1点、一番下の赤字の部分であるが、商店街エリアから永山駅までの中距離移動にもモビリティでトライをしている。

次の8ページ目をご覧ください。本モビリティは、もともとラストワンマイル対策などとも言われるような自宅からおおむね500メートル程度の移動の支援を念頭に置いているものとなるが、商店街から駅までおおむね800メートルほどあり、そうした中距離についても需要があるのではないかとということで、この実証の中では取り組んでいる。実際30分ほど乗車いただくような運行も実施している。先週まで実証を行っていたというところで資料には入っていないが、結果の速報を伺っており、今回の永山地域周辺でのサービス実証においては、5名中5名全員が、外出のしやすさが改善した、外出の意欲が高まった、またモビリティについては満足したと回答されたと同っており、外出促進の効果がみられる結果となったということである。また、声かけロボットについては、5名中4名の方が満足したという回答で、ロボットからは地域のお出かけ情報のほかにも、ロボットからモビリティの予約をお知らせしているところであるが、忘れがちなモビリティの予約を知らせてくれるのはとても助かったと全員が言われていたということである。なお、片道に払う料金イメージとしては500円を回答される方が多かったと同っている。

以上が令和7年度後半のサービス実証のご報告となるが、こちらも資料がなくて恐縮であるが、令和8年度取り組みとして大きく2点の予定を伺っており、簡単にご説明できればと思う。1点目は、モビリティの改修である。これまで利用した方からのご意見を踏まえ、乗りやすさ、また先ほどもあった少しガタガタしたところを減らすといったような歩道の走行性を改善していくこと、

また小型化の部分も含め、大幅な改修を検討しているとのことである。2点目は、社会実装を想定したさらなるサービス実証である。今年度は各10日間モビリティ1台といった形での実施であったが、次年度は期間を延ばし、台数も複数台、併せて利用者の数もふやした形で実施していきたいと伺っている。これについては、また具体的なってきたらご報告できればと思う。

○あらたに委員長 ほかに市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 このモビリティは大分改善がされて、私も乗ったが、結構しなる感じがしたので大丈夫かと、段差には弱いというか不安を感じた。この季節だからよいが、真冬だったり真夏だったりの対策は何か考えているのか。

○林健幸まちづくり担当部長 先に夏の走行であるが、今年度8月に技術実証として貝取・豊ヶ丘地域で行った際も夏の暑い時期だったので、一時的にひさしをつける、スポットクーラーを前の座席に置くといった暑さ対策を実施した。冬については、雪での走行は現状難しく、今も完全な雨天での走行は難しいが、一時的なひさしをつけたことによってほんの少しの雨の状況であればひさしで対応できるような形で、少しずつ走行できる天候も広がってきているところである。

○しらた委員 雨天は少し厳しい。日よけのようなものを見たが、雨がしのげるような感じではなかったかと思う。その辺これからまだ工夫が必要で、法律上何か問題があるかと思うので、検討をよろしく願います。

○岸田委員 私も利用した方からすごく良かったというお話を聞いた。今後体幹に不安のある人も対象としたサービスというのが次回に向けた対応としてご説明があったと思うが、体幹に不安があるというのは様々なレベルがある中、モビリティ自体は前の席だと前に柵がなく、横も結構自由な感じであるが、そのあたりは今後改善されるのかと、体幹に不安のあるというのはどのくらいのレベルを想定されているのか伺う。

○林健幸まちづくり担当部長 特に前の座席について不安定というか、止まったときに前に倒れそうになると、乗られている方からもそういったご指摘があるように聞いている。また、特に前の座席だと足の置き場も少し狭くなってしまう、体幹が不安な方にとっては乗りやすさに欠けている部分を課題として認識していると聞いている。そういった座席の位置も含めて車両の改修を次年度検討していきたいというところである。それから、対象

になる方というところで、ちょうど永山地域周辺で実施したサービス実証では、皆さんそれぞれお一人だけではなかなか外出が難しい方が中心となったところであり、サービス実証の詳細結果についてはこれからチームから伺っていきたいと思っているが、実証を通しながらどういった方が利用できるかその中で確認していきたいと考えている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、令和8年度主要実施事業について、市側の説明を求める。

○中央道路交通課長 協議会案件9番、令和8年度主要実施事業についてご説明させていただく。タブレットの資料1ページをご覧ください。本件は、令和8年度に道路交通課で実施する主要な事業について、資料の内訳として、1つ目、多摩市地籍調査事業実施区域図、2つ目、工事予定箇所図についてご説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。令和8年度の地籍調査事業実施区域図になる。地籍調査の進め方としては、左側のフロー図に記載しているが、1年目から3年目の3年間で事前準備から測量、調査、地籍図・地籍簿案の作成、閲覧といったものを行い、4年目以降に東京都の認証を受けた後に法務局にて登記をするという手順で進めている。令和8年度は、図面に水色区分で示している4つの地区において東京都の認証をいただき、登記所へ資料を送付する予定になっている。この水色のところ、東寺方団地の北側のエリアの落川・百草地区、続いて春日神社のある連光寺一丁目西側B地区、続いて東部団地のある聖ヶ丘三丁目A地区、最後が稲城台病院の西側のエリアである聖ヶ丘五丁目南地区、この4地区で実施する予定である。

現在の予定であるが、これまでに着手した地籍調査の地区については、順次東京都の認証を受けて法務局で登記という流れになるが、今東京都の事前確認に時間を要している実情もあり、全ての登記が完了するのは東京都や法務局の状況にもよるため、未定である。地籍調査事業の説明は以上である。

続いて、3ページをご覧ください。令和8年度の工事予定箇所を示した図面になる。右側に工事案件を記載しており、それぞれの番号を図中にも記載している。最初は①ー1から⑤まで。こちらは舗装補修工事、いわゆるゼロ

市債の早期発注の工事になる。こちらの5件については、令和7年12月の生活環境常任委員会でもご説明しているので割愛させていただく。続いて舗装打ち換え工事。⑥から⑧までであるが、まず⑥は昨年度から引き続きの工事となる。場所が諏訪小学校の北側にある市道4-5号幹線、通称諏訪南通りになる。こちらの舗装打ち換え工事を実施する。ここは、舗装の状況が亀甲状に割れているといった状況があるので、昨年度に引き続き約220メートル舗装の打ち換えをする予定となっている。続いて⑦貝取こぶし館東側にある貝取こぶし通りである。こちらは市道5-3号幹線になり、こちらも同様に亀甲状に舗装が割れているところがあり、約360メートル舗装を打ち換える工事になる。続いて⑧市道5-33号歩線、こちらはパルテノン大通りの十字路で少し不具合が出ているような側溝を約25メートル改修する工事になる。

続いて、道路改良工事の⑨から⑩までの説明をさせていただく。⑨は、市道1-3号幹線、明神橋通りの電線共同溝本体工事になる。こちらの工事は多摩市の無電柱化推進計画にて優先的に無電柱化を整備していく路線に位置づけられており、令和6年度から電線共同溝本体工事を進めている。令和8年度は、昨年度に引き続きケーブルを分岐・接続するようなボックスを1基設置してケーブルを収容するような管路を約150メートル埋設する工事を実施予定である。全体工程的に当初昼間施工を想定していたが、近隣の住民の方々からの苦情等もあり、制限のある夜間施工に変わっている。このため進捗を令和13年度に延伸するような状況になっている。続いて⑩、こちらは多摩センター駅前エレベーター更新工事になる。多摩センター駅前のエレベーターは利用者が非常に多いが、耐用年数が25年を超えて稼働しており、エレベーターの部品が一部供給終了しているような状況である。このためエレベーターをリニューアルする時期に達しているので、利便性やバリアフリーの観点からも改善が必要だと判断し、令和8年度、令和9年度と継続的に更新工事を進めていく。

続いて橋梁関係の工事、⑪から⑫になる。⑪が大貝戸橋の補修工事になる。この橋梁は、愛宕地区にあるあたご切通しの上に架かる橋梁になり、供用されてから約57年に達している。令和元年度に定期点検を実施した結果、コンクリートの剥離も出てきて、漏水しているような場所もあった。このため、コンクリートの補修や防水工事といったものを実施する予定である。続いて⑫、こちらはボックスカルバートの補修工事になる。愛宕地区にあ

るボックスカルバート、コンクリートのトンネル状の遊歩道になるが、その3か所について点検をした結果、天井のコンクリートの剥落、鉄筋の露出、壁面にクラック等が見られたので、断面の補修や剥落防止の塗装などの補修工事になる。

続いて、街路樹環境更新工事⑬になる。こちらは乞田川の桜を更新するための工事になるが、まずは試験的に諏訪下橋付近の右岸にて施工をさせていただく予定になっている。その後、桜の更新計画策定に向けて説明会等の機会を設け、市民の皆様の意見を取り入れて更新計画を策定していく。その後、計画に基づいてさらに更新工事を進めていく予定である。

続いて街路灯工事の⑭から⑮である。こちらは⑭が市道5-2号幹線、上之根大通りの街路灯新設工事になる。上之根大通りの一部区間では、地元の商店街の方々が今設置管理して装飾街路灯が設置されている。約30年経過しているが、こちらの装飾街路灯の老朽化の懸念があり、近い将来撤去される予定がある。このため、交通安全・防犯上の観点、そして夜間の道路環境、安全・安心に利用できるよう街路灯を多摩市で新設する工事になる。最後は⑮街路灯のLED化改修工事になる。本工事は平成30年度より実施している工事になるが、令和8年度はナトリウム灯の残りが約200灯ある。この老朽化により、約40灯についてLED化を行い、LED化率を98%から99%にする予定である。令和8年度は多摩中央公園通り、稲荷橋通り、多摩センター南通りの3線を予定している。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10番、関戸ヤード造成整備に関する工事について、市側の説明を求める。

○関戸道路交通課長 協議会案件10番、関戸ヤード造成整備に関する工事について説明させていただく。タブレットの資料の1ページをごらん願う。令和6年9月の生活環境常任委員会協議会でもご報告させていただいた関戸ヤード造成整備に関する工事について、現地の状況が少し変わったのでご報告させていただく。

1番、概要になるが、こちらの工事は多摩川を管理している国土交通省の京浜河川事務所で実施している事業になり、令和元年の東日本台風により甚大な被害が発生した多摩川における今後の被害軽減のために、下の案内

図のページで着色された関戸ヤードを造成する工事になる。本工事は、多摩川の河道に堆積した砂利を掘削し、それを関戸ヤードに搬出する。そうすることによって安全な流下を促す河道断面の広がり確保できるところである。

その砂利を有効活用して関戸ヤードの地盤の高さを多摩川の堤防とおおむね同じ高さまで盛土する造成工事になる。それに伴い、案内図で赤く着色された多摩市道3-1号線である堤防道路、この高さも約1メートルから2メートルほどかさ上げされている。

言葉だとイメージが湧きづらいと思うので2ページ目をご覧ください。こちらに道路を輪切りにしたような標準断面図を図示しているが、もともとの断面はグレーで着色された部分であり、堤防があったり、盛土する前の道路の区域を図示しているような状況である。この断面形状に今茶色の網かけがされた範囲があると思うが、こちらに多摩川に堆積していた砂利等を盛り、道路の高さが多摩川の堤防と同じ高さまでかさ上げされている。真ん中に掲載してある現地写真を見比べていただくと、左側が盛土する前の写真、右側が盛土後の写真になっている。堤防の高さと道路の高さがほぼ同じようになっているところがわかるかと思う。この工事によって大栗川、多摩川に囲まれた範囲で災害に強い堤防が構築され、洪水被害の軽減に資する整備がされるという内容である。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 ここは2つの川に挟まれているところで氾濫等川の水系の災害が多く、地域の方も気にされていると思う。ここが高くなって強くなったと感じる一方で、人が住んでいる関戸のほうがここと比べると低い位置にあるということで、地域の方はそういった面で逆にそちらに水が入ってくるのではないかと心配もされていると聞いているが、その点について何か説明があつたら願います。

○穴戸道路交通課長 この地域は、多摩川、大栗川、あと小さな大川もあり、そこに囲まれているエリアになる。関戸地区というところで、ここだと多摩第一小学校があるが、小学校の南側にあるエリアが地形的にも一番低いところになっているかと思う。ここのエリアは、そもそも雨水の排水は第一小学校の南側を流れて大川に集まり、それが最終的に大川樋管という水門みたいなものから大栗川に排水されるような水の流れになっている。東日本台風の際も、このエリア一帯は様々な河川が合流してい

るところでもあり、当時我々が道路パトロールをしているときも大分水位が上がっていたように記憶している。こちら辺のエリアは、我々も台風や大雨のときに教育委員会と連携して、大川の水位がぐっと上昇することがあるので、通学する子どもたちが大川の中に入れないように、毎回出入口にバリケードを設置して浸水被害に備えるような対策はしている。今回国でやられた関戸ヤードの整備というものは、国土強靱化基本計画という治水プロジェクトの一つとして進められているわけであるが、強い堤防をつくるのはもちろんであるが、先ほどと同じ繰り返しの説明になってしまうが、多摩川にたまっている砂利を掘削して水が流れる断面をふやしたということで、今後大雨や台風が来たときには、今までの多摩川の水位よりは水位が下がるのではないかと期待されるところである。ただ、堤防が強くなったから安心かということというわけではないと思うので、ハザードマップにもあるが、早期に水平避難が必要なエリアにここはなっていると思うので、市民の皆さんに自分が住んでいる地域がどういうところかをもっと知っていただくことが重要になるかと思う。引き続き教育委員会と連携して、災害時の命をまず守るところを大切にして、水平避難等を考えながら、市民の皆さんにお願いしなければいけないエリアかと考えている。

○岸田委員 この地域はマンションが建ったところ以前と比べて土が盛られてなだらかになったと思うが、今後この関戸の地域は、長期的に考えると、こういう感じで何か工事等が行われた場合、今住んでいる関戸の地域も土地を高くしていくような計画はあるのか。

○穴戸道路交通課長 昔は多摩川のスーパー堤防ということで、今回もそうであるが堤防を頑丈にするような事業があった。ただ、いろいろ国の政権も変わってそういったものが廃止されているということで、現段階で今後どこかでそういった事業をやるような予定はないと思う。

○三階委員 ちなみに盛土した場所であるが、今後何かしらを考えている場所になるのか。

○穴戸道路交通課長 京浜河川事務所にも聞いていて、特にここで何かを建てるというものはないが、真ん中の写真の左側、盛土前という写真見ていただくと、南側に既に土砂が盛られているような写真になっていると思うが、今後多摩川の土砂を搬出してこういったところに盛られるような置き場になると聞いている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、道路及び公園緑地施設への包括的民間委託の導入について、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部副参事 協議会案件11番、道路及び公園緑地施設への包括的民間委託の導入について、これまでの検討経過と今後について進捗状況を報告する。資料をご覧くださいと思う。本件については、昨年の6月・9月の本協議会や本年2月の勉強会でもご報告していることから、調査の概要や課題解決方針のご説明は割愛させていただき、より具体的な対象エリア、対象業務、契約期間の3点について重点的にご説明させていただく。

資料1ページ目の右側半分をご覧ください。まず上の対象エリアについてである。左からエリアの広さを小・中・大の3パターンで検討した。一番左の①は永山駅周辺の諏訪・永山を中心とした現行の公園維持管理契約のCブロックの範囲になっている。真ん中の②はニュータウンエリア。一番右の③は市内全域である。導入初期の試行、お試しという意味では、①のような小さいエリアがよいのではないかという考え方もあった。しかしながら、地元事業者との意見交換の場では、むしろ隣接するほかの委託や工事等との兼ね合いでかえって仕事がしにくいのではないか、また小さなエリアで複数の業務を受注すると人員の配置や諸経費で割高になってしまうというお声をいただいた。

次に、1ページの右下の対象業務の囲みをご覧ください。道路整備や公園整備などの大規模な工事等を除いた日常の維持管理業務を道路分野、公園分野、共通する分野として図示したものである。当初は図中央の道路・公園の共通する分野を中心に検討を進めていたが、地元事業者との意見交換では、先ほどのエリアと同様になるべく多くの業種にしたほうが、発注者、受注者双方に効果的・効率的なのではないかというご意見をいただいた。

続いて2ページ目をご覧ください。左側の絵は、先ほどのエリアと対象業務を組み合わせた検討である。3つのエリアと、業務数が少ないパターン、多いパターンということで計6パターンが考えられるが、この後ご説明するVFM（Value for Money）との関係で、案の①から④の4パターンとした。

2ページ目の右側の表が、対象業務ごとの星取り表になっている。案の④はほぼ全ての業務を入れている状況である。

続いて3ページ目をご覧ください。左上の囲み、VFM

（Value for Money）である。現状の道路・公園の課別業種別発注で、どのパターンで包括を導入すれば効果が高いかという検討になる。エリアや業種を絞ると現状よりも諸経費などが割高となり、最大で9%ほど高くなってしまうのではないかということがわかった。スケールメリットを発揮させるには、広いエリアで多くの業務にしたほうが、契約金額という数字の上ではより効果があるという結果である。2ページの案の④で1%ほどの効果が出るのではないかという試算結果となっている。1%程度かというところであるが、現行行っている各種の委託業務等に加え、現在市の直営で行っている現業職員による人件費、また新たに発生するコールセンター対応といったものにかかる経費などを考慮すれば、効果はあるものと考えている。

右側に目を移していただいて、ここは伐採木や剪定枝等の有効活用についてであるが、最後にご説明させていただく。

3ページ目の右下、契約期間である。包括的民間委託を実施する場合、複数年契約でないとメリットが見いだせないということで、全国的な事例を見ても3年から5年である。導入の初年度である。導入後に出てくるであろう新たな課題解決や新技術の導入、昨今の物価上昇、また地元事業者との意見交換といったものを総合的に検討し、現状では契約期間は3年が妥当ではないかと考えている。

最後、飛ばした3ページの右側の表である。伐採した樹木や剪定枝などの有効活用についてである。全国的な好事例として23事例を調べ、その中でも多摩市でも実現の可能性がありそうな6事例を選定した。その中でも初期投資が少額で済みそうな2番のバイオ炭の土壌改良剤としての活用がよいのではと現状考えている。今後包括的民間委託の実際の契約時には、民間事業者から提案をいただくプロポーザル方式を想定している。市としては伐採木や剪定枝の有効活用ではこのようなことを想定しているということで、この表にある6番までの事例を参考にしてという形で公募をかけていきたいと考えている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 公園の管理については今までかなり優先調達でやってきたという中では、そういった方たちにも意見を聞いていくというようなお話までは伺ったが、どのような意見が出たのかと、全エリアでやっていくということでご説明をいただいたが、優先調達という考えのもの

とではどのようになっていくのかご説明をお願いします。

○長谷川公園緑地課長 現在公園管理業務で優先調達ということで一部福祉団体に委託している。前回の質問のときにお答えしたとおり意見を聞きながらというところでは、まだできているところとできていないところがあるので、一概に今どういった意見が全て出ているかお答えできにくいところもあるが、包括的民間委託という一括の業務を受託するに当たってどういう組織規模で受託していけばよいのかを問題に挙げているところなどもあったので、そうしたところが出ているかと思っている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、多摩市交通マスタープランについて、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 それでは、協議会12になる。資料が5つほどあるが、最初、1つ目のA4判縦のものをご覧願う。こちらは交通マスタープランのこれまでの検討の経緯をまとめたものである。黒い網かけの部分は、これまでご説明してきたところなので割愛をさせていただく。

12月にこちらの方で報告させていただいた後、パブリックコメントを実施し、3名の方から8件いただいた。その内容を踏まえて、2月4日、次期多摩市交通マスタープラン検討部会で改めて協議、その後2月13日の多摩市地域公共交通会議で協議、承認をいただいた。その後2月25日、内部の経営会議で決定したものである。

内容は大きく変わっていないが、資料のところだけ簡単にご説明をさせていただく。2つ目の資料が、パブリックコメントに対する市の考え方になる。8件あり、ほとんどがふだんからご利用いただいている方の様々な日常でのご提案のようなところをいただいている。一つ特筆すべきところとしては、ページ番号4ページ目の6番、聖蹟桜ヶ丘の乗り場案内が少し古いということでご指摘をいただいている。確かにもっともで、今、京王バスでデジタルサイネージの設置を完了しており、聖蹟桜ヶ丘駅へ行っていただくと、新しいサイネージが出ているかと思うので、お時間があるときに少し見ていただければと思っている。そのように紙のものからデジタルに替えることも含めて今後取り組んでいかなければいけないことを再認識させていただいたところである。そのほか、グラフのところ少し見にくいというご指摘があったの

で、そこについてはご対応させていただいたところである。

3つ目が多摩市交通マスタープランの本編で、4つ目が概要版、5つ目が資料編である。資料編はすごく分厚いものになっている。お時間があるときにご覧いただければと思う。

今日は、4つ目の概要版のA3判の2ページ物があるが、構成だけ最後に確認をさせていただければと思う。代表質問・一般質問の中でもこちらを少しご説明させていただいたが、この概要版の中に来年度以降取り組むべき事業を整理させていただいている。裏面に1から8までの具体の事業があるので、前回と内容は重複するので割愛をさせていただくが、少しご覧いただいて、こういうことを進めていくのだというところをご理解いただければと思う。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 私のところに、ミニバスの編成で8時台の一番総合福祉センターに行きたい時間帯が豊ヶ丘止まりになってしまったということで、要望の声が届いているということだけお伝えさせていただく。

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、自動運転バスの実証運行について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 協議会13の資料をご覧願う。自動運転バスの実証運行を12月から1月にかけて実施させていただいた。

2ページ目をお開き願う。概要については以前もご説明させていただいたところであるが、少し補足で、走行ルートのところでは、ご試乗いただいた際のルートがこの鶴牧循環という左側のものになり、それ以外に回送ルートについても自動走行を今回試させていただいている。回送ルートであるのでお客様は乗せていないところではあるが、このようなことにも取り組ませていただいたところである。また、少しお写真を載せさせていただいているが、1月9日の関係者試乗の前には出発式も行い、京王バスの「パンポン」ちゃんというキャラクターにもお越しいただいて、かなりにぎやかに楽しく出発式ができたかと思っている。そのほか、1月24日には中央図書館で、京王バスと多摩大学のゼミ主催で自動運転バスの親子出張講座もやり、主にお子様向けであるが、自動運転に対する理解を深めていただいたところである。

3 ページ目、最後のページをお開き願う。今回の実証実験の結果である。枠囲みのところであるが、乗車人数としては938名となった。目標を800人と定めていたので、かなり多くの方にお乗りいただいたと捉えている。また、自動走行割合というよく用いられる指標があるが、鶴牧循環では96.8%で、これも非常に高い数値であったところである。ただ、この自動走行割合は距離で計算するものであるので、この数字がすごく高いのでレベル4に行くのかというと、まだまだ課題はあると捉えていただければと思う。

社会受容性というところでは、昨年に引き続いてであるが、多摩市民に非常に多くご利用いただいたところで、この地域の社会受容性向上にはかなり大きく寄与したかと考えている。

下のほうを見ていただくと、先ほどご説明した自動走行割合のほか、交差点の右折の成功率、また路駐車回避の成功率がある。ここがかなり課題で、まだまだ数字として低いところである。車両が大型化しているので、センサーでまだまだ見えない死角のような部分があり、成功しなかったと伺っているので、技術開発とともに様々なトライをしていかないといけないのかなと考えている。

右のアンケートに行っていただくと、市民の方で利用した方々のご意見である。乗り心地を含めて非常によいところであるが、危険を感じた方が13%ぐらいおられて、全体的には少ないが、そういう危険を感じた方というのは、自動運転バスに対する期待値も併せて下がってしまうことも、今回のアンケートでわかってきている。それとともに、ふだん乗っている方に今回主に試乗いただいているようなところがあるが、ふだんはバスに乗らない、運転をされている方、道路を使っている方々、そういった方にも自動運転に対する理解を深めていくというアプローチも今後必要かという整理をしたところである。来年度も引き続いて実施できるように様々な調整を図っていきたいと考えている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 来年度もまたこういう実験をする予定があるのか。

○田中交通対策担当課長 現時点では全く未定である。国の補助なしにはやれないところがあるし、車両の調達等様々な調整があるので現時点では未定であるが、単年度で終わらせるものではないので、引き続きやっていくことが必要だと認識している。

○しらた委員 たまたま多摩市は良かったかと思う。事故が結構ふえてきているような気がするので、その辺も少し考えていただきながら、もしやるのであれば、その対策も考えていかないと、中止になったらまずいと思うので、そこら辺が気になったのでお伝えした。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、TAMAサステイナブル・アワード2025-2026について、市側の説明を求める。

○横堀環境部長 それでは、協議会案件14番から17番までの4件については環境部からのご報告となる。それぞれ担当の課長から説明をさせていただくのでよろしくお願ひする。

○佐藤環境政策課長 では、協議会案件14番、TAMAサステイナブル・アワード2025-2026について報告をさせていただく。資料は、協議会案件14番の資料をご覧ください。

既に2月28日と3月1日に開催された多摩エコ・フェスタで実施済みではあるが、TAMAサステイナブル・アワード2025-2026について説明をさせていただく。4回目となる今回も、多摩市みどりと環境審議会委員(学識経験者)による審査を経て、6団体の受賞が決まった。

簡単に各受賞団体を紹介すると、地球温暖化対策部門では、市内の小学校で「移動式えねこや」を使ったトレーラーハウスを使って出前事業を毎年継続して実施された点が高く評価され、一般社団法人えねこや様が受賞された。プラスチック・スマート部門では、食材の使い切りに挑戦し、約200品のレシピを掲載した著書の出版のほか、自身のSNSなどで人にも地球にも優しい食材を使ったレシピを発信された点を高く評価され、市内で管理栄養士をされている小嶋絵美様が受賞された。なお、プラスチック・スマート部門には、食品ロス問題、そして資源循環の取り組みなども含まれている。生物多様性保全部門では、連光寺・若葉台里山保全地域内の湿地でヘイケボタルや貴重貝類など多様で豊かな生態系を維持するため行ってきた保全活動が高く評価され、連光寺東谷戸の会様が受賞された。グッドライフスタイル部門では、市と多摩市生きもの調査隊を立ち上げ、市民が主役となる生きもの調査を実施し、プレ調査から含め約6年で10万件以上の観察情報を投稿された実績が高く評価さ

れ、NPO東京生物多様性センター様が受賞された。特に、昨年パルテノン多摩で行った特別展「多摩市の生きもの大集合！」では、調査結果から温暖化による生きものへの影響変化というアプローチにも試み、気候危機を考えるきっかけにもつながったとして、審査委員からも、こうした講評の中で生物多様性保全部門ではなくグッドライフスタイル部門での受賞となった。中学・小学校部門では、豊ヶ丘小学校と多摩永山中学校が受賞した。豊ヶ丘小学校では、絶滅危惧種を含む多様な動植物が生息している学校林を未来に残すため、探究行動する学習に全学年で取り組んだこと、多摩永山中学校では、東京都が行っている道徳授業地区公開講座の一環として「多摩市の未来を考える～多摩市への提言～」に授業の中で全学年が取り組み、よりよい多摩市のために、他人任せではなく自分たちは何ができるかを考えた点が高く評価され受賞となった。今回表彰された団体は以上であるが、この授賞式がゴールではなく、それぞれが環境リーダーとしてますます環境に優しい持続可能な活動を継続し、私ども市と一緒に多くの市民に共感を呼びかける取り組みを今後も進めていきたいと考えている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 私から質疑というか1点であるが、今回表彰されたえねこやさんは多分、昨年6校ぐらいの小学校でやられたと思うが、実際には1校1万円くらいの手数料をえねこやさんに払っていると聞いている。えねこやさん自体は一つの授業で6人も7人も人が来てやっていただいている、このえねこやさん自身が存続し続けていくためには、今民間企業からの寄附といったもので成り立っているらしいが、いろいろ調べてみたら、多摩市の教育委員会としてこういう授業をやっていくという計画をきちんとつくってくれば、東京都から補助が出るそうである。したがって、だんだんふえて今6校やっていると、教育委員会と打ち合わせしていただいて、この授業が定期的にできるような仕組みをしっかりと後押ししていただければと思っている。せっかく今回受賞されたということであるので、ぜひお願いしたいと思う。

○佐藤環境政策課長 早速教育委員会と情報共有して、検討していきたいと思う。

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15番、まち美化重点区域啓発用路面シートの貼付について、市側の説明を求める。

○佐藤環境政策課長 では、協議会案件15番、まち美化重点区域啓発用路面シートの貼付についての説明をさせていただきます。資料は協議会案件15番をご覧ください。

市内4駅周辺のまち美化重点区域に貼付している路面シートについてご報告する。資料の1、路面シートの数（現状と将来）をご覧ください。

現状4駅周辺には、サイズ普通の路面シートが149枚、キャラクターが入ったサイズ大型のものが4枚貼付されている。これを将来、令和9年度を目途に37枚と2枚に見直しした上で、各駅周辺の重点区域を示す大型サイズのものをそれに4枚プラスして整理していきたいと考えている。

数を見直す理由であるが、現状では、予算の制約上年間50枚ずつ毎年張り替えをしているところであるが、一枚のシートの更新に3年かかり、その間に劣化や汚れが目立ってしまっている現状がある。そのことで端の部分がめくれて、そのめくれた部分に足をとられてつまずいた、あと傾斜のところに、特に雨が降っているときであるが、滑ってしまったというような連絡を受けたこともある。また、数が多過ぎることにより街の景観を損なう面もある。そこで、現状から大幅に整理し、1枚当たりの更新も3年から2年にすることで街なかをきれいに清潔に維持管理していくこととした。数を減らすことによって重点区域がわかりにくくなることも場合によっては想定されるので、新たに追加する重点区域を示す大型サイズのシートを4枚追加するが、こちらは各駅周辺の目立つところに貼付することを検討している。路面シートの種類ごとのデザイン、大きさは資料のとおりである。重点区域を示す4枚の大型サイズのデザインシートの作成は、来年度予算から行っていきたいと考えている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 シートの材質は何なのか。これ結構マイクロプラスチックになっているのではないかと私は思っている。よく見ると、端がめくれたりして切れてなくなっているわけである。めくれて残っているものもある。だが、なくなっているのはどこへ行ってしまうのかといえば、どこかに飛んでいってしまっているのではないかという気がする。材質の点と、真っ平らなところに貼るのはいいが、アスファルトの少し浮いたりずれたりしているところが少しずつめくれ、長い目で、今度3年

から2年にすればめくれるのが防げるかと思うが、その辺気をつけていただきたいと思うが、いかがか。

○佐藤環境政策課長 材質については、製品名がネオキヤップスというものを使用しているが、言われるとおりプラスチック素材には変わりはないと思う。したがって、今回そういっためくれや剥がれでマイクロプラスチックになる可能性も想定されるから、環境に少しでもそういった影響を与えないようにというところも考えて3年から2年ということでご了承いただければと思う。ほぼ見ている中だと、私も電車通勤しているが、2年程度であれば摩耗して剥がれてそれが細かく碎けてというようなところはあまり見られないかと思っているが、貼る場所についても注意していきたいと考えている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16番、(仮称)連光寺六丁目農業公園事業について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会16の資料をお開きいただければと思う。(仮称)連光寺六丁目農業公園事業の進捗状況についてご報告させていただく。

ページの2ページ目に進んでいただいて、初めに、これまでの取り組み状況である。令和2年度に東京都から連光寺・若葉台里山保全地域の拡張指定が行われ、令和3年度には都と土地を購入し公有地化を行うとともに、土地の大部分を占める農地の維持活用に向けて連光寺・若葉台里山保全地域農地の活用検討会を開催して検討を進める中で、農業公園としての活用を目指していくこととした。令和4年度からは、保全地域内に設置する農業公園のあり方として試験事業を行いながら検討を進めてきた。令和5年度末には連光寺六丁目農業公園の整備・活用・運営に関する方針を作成し、これをもとに施設整備の基本設計、実施設計を行ってきた。また、並行して公園の管理運営手法についても研究検討を行い、指定管理者制度の導入を目指していくこととした。

次のページに進んでいただいて、ここからは実施設計の内容となる。このページは全体の平面図となっている。図の一番左側に都道が走っており、ここに接するグレーで塗ったエリアが、管理棟、倉庫や駐車場などが設置され、公園への出入口となる場所である。ここから右下に向けて圃場や広場、果樹園を整備していく。また、グレーの線で描かれている園路も整備し、これは車椅子で

も移動が可能なバリアフリー対応としていく。

次のページに進んでいただくと、こちらの絵が全景のイメージパースとなっている。ご覧のようなイメージで今進めている。

次のページに進んでいただいて、こちらは建物部分の平面図とイメージパースとなっている。建物は管理棟と倉庫のみの設置で、下の絵のとおりユニット工法による建物となる。また、左上の平面図のとおり管理棟内はトイレ、更衣室、脱衣室、救護室、管理人室、休憩所を完備する。

次のページに進んでいただいて、今度は農業公園の運用の方向性についてである。(仮称)連光寺六丁目農業公園は、公園として都市計画決定されており、他の市立公園同様、多摩市立公園条例の適用を受けることとなる。一方で、今回は連光寺・若葉台里山保全地域として農地の保全を目的に設置する公園であり、他の市立公園とは設置目的や管理運営内容が異なってくる。そのため、多摩市立公園条例とは別に、単体の条例を制定したいと考えている。左下のボックスの中に、条例内容作成に当たって前提となる農業公園の運用の方向性を記載している。一つずついくと、里山環境保全のため、環境保全型農法による農事業を展開する。利用者が自由に活用できる貸し農園は行わない。そのため施設利用料も設定しない。農地保全、農作物保護の観点から、24時間常時開放は行わない。駐車場については、施設利用時間以外の活用などの有効活用ができないこと、また保全地域内であることから有料化は実施しない。施設は、前ページのとおりの最低限のものみの設置とする。それから、農に関するノウハウを有する事業者による農地保全・事業展開を効果的・効率的に行うため、指定管理者制度による運用を実施する。最後に、農体験事業収入と農産物の生産・販売による財源確保を図り、持続可能な運営体制の構築を目指していく。これらの内容をもとに、現在右側のような条例骨子を作成しており、ここから詳細を詰めていきたいと考えている。

次のページに進んでいただいて、こちらが最後のページになるが、事業スケジュールとなっている。縦軸で見てちょうど真ん中が、来年度令和8年度の取り組みとなる。横軸で見て中段にある整備工事については、工事に充当する予定の都補助金の申請手続や入札・契約の手続を速やかに進めて工事に着手していくが、今回施工範囲もかなり広くなるため、年度をまたいで令和9年度の中期頃の竣工となる見込みである。下から3番目、先ほ

どの条例についてであるが、次の6月の議会で事前説明を行い、9月の議会で条例案を上程させていただく予定である。その下の管理運営事業者、指定管理者の選定については、夏頃までに公募資料を固め、その後公募を実施し、年度末までに候補者の選定を行いたいと考えている。その後準備期間を経て、令和9年度10月頃の公園開園を予定している。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 幾つか確認させていただきたい。今まで保全地域として環境配慮を行ってほしいということはやり取りで何度もさせていただいたが、かなり実施設計が出てきたというところで、保全地域として結果的に何を配慮できたかについて、まず確認させていただこうと思う。

○長谷川公園緑地課長 今回保全地域内の公園としての整備となるので、当然保全地域として大前提の環境保全を行いつつも、公園として開園する中で人の活動等もあるので安全性を最低限保つための施設整備ということで、建物、構造物等は最小限にしている。それが管理棟、倉庫と駐車場、それから今回農福連携などの実施も目指しているのでバリアフリーによる園路、これらは最低限の建物、構造物としての設置で、環境に配慮した設計となっている。また、現地はご案内のとおり傾斜地になっているので柵等の設置も必要になるが、こういった部分については木材等を活用してなるべく環境に配慮したような設計をしているところである。

○岸田委員 それとともに、多分集水域として透水性の部分もきちんとされているところをもう1回確認したいのと、今の時点にはなるが指定管理者に任せていくということで、保全地域でありほかの公園とは違うというところで何を求めようと考えているのか伺いたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 舗装部分については、駐車場の部分が主にはなるが、そこは透水性を確保した施工を予定している。また、後段の指定管理者による運営の中で、特徴的な運営とはということであるが、繰り返しになるが今回環境保全型農法での農事業の実施が主になるので、そういったことを行っていただく公募内容にしていこう。また、これまで農業公園づくりサポーター、市民サポーターということで市民の皆さんにも参画いただいていたので、そういった市民連携等もできる事業スキームにしていければと思っている。来年度もサウンディング調査を行うが、今年度その前段階のプレ・サウンディング調査を行っている中で、管理運営の主となる農作物を

有効活用して持続可能な運営体制につなげていくというところでは、そういった運営スキームでやっている農業公園は少ないので、農作物をどう活用して財源確保につなげていくかという手法のところも今回大きな注目すべき点になってくるかと思っている。

○岸田委員 先ほど何に配慮して工事をするのかというときに、公園としての安全性をというところで農福連携ということもお答えいただいたが、以前見せていただいたときに農福連携をしていく畑というか栽培するところは斜面地の下であるというのがその時の資料にあったが、今回見たら駐車場については管理用の駐車場スペースは下にあっても福祉系あるいは一般の方が使う駐車場は上ということだったが、そのあたりの配慮について5年間検討されて変更はあるのか。

○長谷川公園緑地課長 農福連携については今回の一般質問で質疑をいただいたところもあったが、具体的に農福連携事業をどうやっていくか、詳細は指定管理者決定後に詰めていくことになろうかと思っている。その事業詳細を詰めていく中でどこで事業を行うのかも決まってくると思うので、そういったところは流動的かと思っている。3ページ目の図面を見ていただくと、駐車場と同じ段のところの左下に小さく圃場とあるが、ここに駐車場からフラットで行ける圃場エリアの整備を予定しているので、こういったところを活用していければと考えている。

○しらた委員 これに「太陽光パネル」と書いてあるが、何キロワットぐらいのものをつけるのかと、管理事務所の屋根は非常に熱くなると思うが、どうしてこういう形を取ったのか。

○長谷川公園緑地課長 まず設置する太陽光パネルの容量は4キロワットで今設計をしている。後段のご質問の管理棟本体の建物に設置すればよいのではというところであるが、今回ユニットハウスという要は簡易的な工法での建物になっていて、太陽光パネルを載せるだけの耐荷重が足りないという状況もあり、置くのがなかなか厳しいという結果になった。

○しらた委員 4キロワットで、蓄電池はつけないのか。

○長谷川公園緑地課長 つける予定である。

○しらた委員 ユニットだから、簡単に言うと置くだけのやつである。だから屋根の耐荷重が足りない、それで太陽光パネルをこちらに出したということだとすると、あそこは高台であるから日当たりは抜群だと思うが、この図だとどちら向きになっているのかよくわからない。

場所的にはある程度南側に向けて、何度という太陽光パネルをつけるのに一番効率がよいと言われている角度にするわけである。その辺の考えをお聞きする。

○長谷川公園緑地課長 当然太陽光発電をするのに最も効率がよい方向等、再度詳細を検証する中で最終的な工事を進めていく。

○三階委員 ここを見てみると、運用の方向性ということで今後販売による財源確保を行う等いろいろあるが、これはどういったイメージなのか。管理棟にもそのようなところはないし、販売部門というのは例えばほかに何か飲み物を置いたりするということではなく、どういうイメージなのか。

○長谷川公園緑地課長 今まさに言われたところ、昨年度から続けているサウンディング調査で事業者にもいろいろ伺っているが、具体的にこういった手法でやっていくということが事業者の意見を聞く中でもまだわからない状況である。その場で販売するにしても立地上果たしてよいのかというご意見、卸すにしてもどこがよいのか、あと農作物の販売よりはむしろ体験事業のほうが収入源としては確実な部分があるのでまずはそうした部分からやっていったほうがよいのではないかな等、様々な意見をいただいている。今後販売の手法やどこで販売するのかは、詳細が詰まっていく中で報告させていただければと思っている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 私から1点だけ。全体的にトイレや更衣室は外から入ってこられるようになっているが、足洗い場のようなものはないのか。作業をした後、長靴がかなり泥だらけになっていると思うのだが。

○長谷川公園緑地課長 3ページの図面のちょうど駐車場と倉庫の真ん中あたりに手足洗い場、水飲み場がある。

○あらたに委員長 この建物にはついていなくて、別のところにあるということか。わかった。

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、17番、大谷戸公園インクルーシブ広場整備工事の整備状況について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会17の資料をお開きいただければと思う。こちらの件は、今年度工事していた大谷戸公園のインクルーシブ広場の整備状況についてご報告をさせていただくものである。

インクルーシブ広場については、多摩中央公園に続く市内2か所目の大型のインクルーシブ広場で、こちらの

整備を大谷戸公園で今年度行ってきた。全6基のインクルーシブ遊具を設置し、下をゴムチップ舗装にして地面も柔らかい仕様のものにして整備を進めてきており、さらに遊具までのアプローチ園路を新設している。

資料の写真が現在の状況である。今回近隣の学校での出前授業や地域の方とのワークショップ、意見交換なども実施し、遊具の選定を行ってもらった。ちょうど昨日、工事の完了検査が無事終了したところであり、明日広場の開放を予定している。また、記載のとおり4月上旬には、遊具の選定に関わっていただいたお子さんたちも交えて簡単な完成記念イベントの開始も予定している。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

18番、「多摩市下水道事業経営戦略」の改定に向けた取組について、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、協議会18番から21番までは下水道部から説明をさせていただく。

まず18番の「多摩市下水道事業経営戦略」の改定に向けた取組についてである。資料は協議会18番の①-1をご覧ください。

12月議会の本委員会でご案内申し上げた本件についてであるが、資料の1番目の進捗状況についてである。本改定の素案について、令和7年12月24日より1か月間パブリックコメントを実施し、1件のコメントが寄せられている。コメントの内容としては、流域下水道維持管理負担金を増額する一方で、人口減少に伴い使用料収入の減少が見込まれることについての対策や、包括的維持管理業務委託の実績からウォーターPPPの検討を進めるようにしてもらいたいというご意見をいただいた。このご意見については、今後の取り組みとして整理をさせていただくようにしている。

資料の2番目の、原案作成に当たって素案から修正した事項についてである。経営会議等でいただいたご意見を踏まえつつ、以下4点について素案の修正を行っている。①で、八潮市の道路陥没事故を受けた国の動向について追記を行った。②として、概要版に収支計画等の抽出事項をふやしている。③令和7年度決算見込額、本議会3月補正予算案、令和8年度予算案の確定に伴い、収支計画等の関連箇所における数値を修正している。④関連計画との整合等について再度確認し、適宜修正を行っ

ている。ご意見を踏まえて修正した計画原案等についてパブリックコメントを実施し、経営会議において承認された内容を掲載している。

3番目の今後のスケジュールであるが、本委員会後、3月下旬に計画決定、公表を行う予定である。

サイドボックスに載せている協議会18番の①－2概要版、①－3原案、①－4パブリックコメント、①－5に修正過疎箇所についてそれぞれ掲載をさせていただいている。こちらについては、お時間があるときにご確認いただきたくお願い申し上げる。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて19番、多摩市雨水対策方針の策定について、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、協議会19番の多摩市雨水対策方針の策定についてである。資料は協議会19番②－1をご覧ください。

12月議会でこちらについても本委員会でご案内を申し上げた本件についてであるが、資料の1番目の進捗状況である。本件の素案については、令和7年12月15日から1月13日までパブリックコメントを実施し、1件の意見が寄せられた。その後パブリックコメント、庁内、多摩市下水道総合治水対策検討委員会からいただいた意見をもとに修正等を行い、本方針原案を作成している。

2番の原案で修正した内容である。検討委員会や庁内から上がった意見として、説明を補足するための図表や写真を追加したほうがよいとの意見を反映させたことや、表現の修正、用語の統一等について修正を行っている。また、パブリックコメントは1件の意見をいただいている。意見のポイントとして、災害の規模が激甚化しており、災害対策が重要になっていること、国と都と市の連携による治水対策が必須であること、優先的に対策を実施する地域として挙げている関戸・一ノ宮地区においては数年に一度程度の大雨でも浸水するため早急な対策が必要なことなどを挙げていた。また、流域対策として、公園や遊歩道を積極的に導入することが効果的であることから、関係課が協力して実施してほしいこと、内水ハザードマップの重要性や外水氾濫・内水氾濫の違いなどを一般市民の方へ周知していくこと、一人ひとりができることについての情報をホームページだけではなく学校

教育やイベントなどを通じてわかりやすく伝えてほしいなどの情報発信についての要望をいただいている。こちらのいただいた意見については、今後の取り組みとして整理をさせていただくこととした。

3番目の今後のスケジュールのところである。本委員会後、3月下旬に計画決定、公表を行う予定である。説明は以上となるが、令和8年度から9年度にかけて雨水対策の具体的な取り組みとしてアクションプランを検討し、作成していきたいと考えているところである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、20番、大規模下水道管路特別重点調査の進捗について、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、協議会20番、大規模下水道管路特別重点調査の進捗についてである。資料は協議会の20番をご覧ください。令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて国の要請のもと実施している大規模下水道管路特別重点調査の進捗についてである。

最初に、当市の対象施設等であるが、雨水施設のみ約10.3キロメートルで、うち8月までに国に結果報告が必要な優先路線は約0.4キロメートルとなっている。実施した内容として、目視調査を約10.3キロメートル、有資格者判定・空洞調査・打音等調査を0.4キロメートル行っている。

進捗状況と今後の予定のところであるが、特別重点調査における損傷の程度については、国の規定により1年以内の対策が必要な緊急度Ⅰ、5年以内の対策が必要な緊急度Ⅱ、軽度の損傷等の3つに区分されている。各種調査を実施し、緊急度Ⅰは確認されなかった。緊急度Ⅱは約1キロメートル（24路線）で確認され、軽度の損傷等が約9.3キロメートル（210路線）で確認が取れている。また、損傷等が確認された管路上での空洞調査では、管路の上部地盤において陥没の原因となるような空洞は確認されず、打音調査においては管全体では十分な強度を有していることを確認している。今後は、緊急度Ⅱと判定された管路や緊急度Ⅱ以外でも市のストックマネジメント計画上対策が望ましい管理について、次年度以降に修繕の実施を予定している。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はある

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では最後、21番、令和8年度多摩市下水道事業の取組について、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、協議会21番、令和8年度多摩市下水道事業の取組についてである。資料は、協議会21番をご覧になってほしい。

令和8年度の取り組みについて、まずは主な収益的支出での事業についてであるが、(1)公共下水道管渠調査清掃業務委託についてである。こちらは1件あり、貝取・豊ヶ丘・南野地区の雨水管渠での調査清掃業務を行う予定である。

(2)管渠更正・補修等工事についてである。資料にあるとおり①から⑤までの5件の工事を予定している。①から③についてはストックマネジメント計画に基づくもの、④は大規模下水道管路特別重点調査の調査結果に基づく工事、⑤は南多摩尾根幹線道路の整備に伴う管渠の防護工事となる。

(3)ポンプ等関連事業についてである。①は、関戸古茂川雨水排水ポンプ施設の受電盤にPCBが含有されている可能性があるため、その撤去工事となる。

続いて2ページに参って、②小河原雨水排水ポンプ施設消火設備非常用蓄電池交換工事である。こちらについては、非常用蓄電池の耐用年数到達による交換工事である。

(4)下水道施設包括的維持管理業務委託についてである。本年度第2期目を発注し、本件についてはポンプ施設や樋管の点検、水路清掃、草刈り、施設の修繕、緊急時の対応などを複数年で発注しており、第2期は令和11年度までを予定している。

(5)下水道施設地理情報管理システム更新等業務委託である。こちらは新規導入した施設に関する下水道台帳の更新やシステムの保守点検、測量等を行う業務である。

(6)下水道排水区画割施設平面図修正業務委託である。こちらは公共下水道事業計画のもととなる下水道排水区画割施設平面図に令和7年度のデータを反映させる業務委託である。

(7)多摩市雨水対策方針（アクションプラン）策定委託である。先ほどご説明を申し上げた雨水対策方針について来年度から2か年でアクションプランの検討を行う委託を予定している。

続いて3ページ目に参る。主な資本的支出についてである。(1)管渠等整備・改良工事についてである。こちらはストックマネジメント計画に基づく本管やマンホールにおける更正工事を4件予定している。

(2)ポンプ施設等設備改修・改良工事である。こちらは3件を予定している。①はマンホールポンプ施設等設備交換工事で、5か所のマンホールポンプの関連機器の交換工事である。②は第一水源ポンプ施設計装設備改修工事で、程久保川から水を汲み上げるポンプ施設の関連機器の改修工事である。③は雨水排水ポンプ施設設備交換工事で、古茂川雨水排水ポンプ施設関連機器の改修工事である。それぞれのポンプ施設において、無停電装置や雨量計、電気事故における近隣への停電等の防止をするための機器と、それぞれの施設の機器類の目標耐用年数到達による交換工事を行うものである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後2時41分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後2時41分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

あらたに 隆 見